

平成30年第3回

甲佐町議会 9月定例会会議録

平成30年9月7日～平成30年9月11日

熊本県甲佐町議会

平成30年第3回甲佐町議会（定例会）目次

○9月7日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 監査委員の報告について	5
散会	7

○9月10日（第2号）

出席議員	8
欠席議員	8
本会議に職務のために出席した者の職氏名	8
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	8
開議	10
日程第1 一般質問	10
6番 西坂和洋議員	10
4番 宮本修治議員	21
2番 佐野安春議員	32
追加日程第1 発言取消申出書について	47
日程第2 同意第2号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて	48
日程第3 認定第1号 平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について	49
日程第4 認定第2号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	68
日程第5 認定第3号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	71
日程第6 認定第4号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	76
日程第7 認定第5号 平成29年度甲佐町水道事業会計歳入歳出決算の認定について	77

散会	79
----	----

○9月11日（第3号）

出席議員	80
欠席議員	80
本会議に職務のために出席した者の職氏名	80
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	80
開議	82
日程第1 報告第5号 財政健全化判断比率等の報告について	82
日程第2 議案第37号 財産の無償譲渡について	84
日程第3 議案第38号 工事請負契約の変更について	85
日程第4 議案第39号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	87
日程第5 議案第40号 甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	90
日程第6 議案第41号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	92
日程第7 議案第42号 甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	94
日程第8 議案第43号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）	99
日程第9 議案第44号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	109
日程第10 議案第45号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）	111
日程第11 議案第46号 平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	113
日程第12 議案第47号 平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）	114
日程第13 議員派遣について	115
日程第14 議会運営委員会からの研修報告について	115
日程第15 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	116
日程第16 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	116
日程第17 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	116
閉会	117

9月7日（金曜日）

平成30年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成30年9月7日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 9月7日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 9月7日 午前10時23分 議長宣告

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 古閑 敦	総務課長 西坂 直
企画課長 一圓 秋男	地域振興課長 北畑 公孝
くらし安全推進室長 佐々木 善平	税務課長 井上 幸介
住民生活課長 本田 克典	総合保健福祉センター所長 井上 美穂
福祉課長 北野 太	農政課長 岡本 幹春
建設課長 志戸岡 弘	環境衛生課長 橋本 良一
会計課長 古閑 敦	町民センター所長 中林 健次
教育長 蔵田 勇治	学校教育課長 荒田 慎一
社会教育課長 吉岡 英二	農業委員会事務局長 岡本 幹春
選挙管理委員会書記長 西坂 直	代表監査委員 本田 進

1. 開会 9月7日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 監査委員の報告について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成30年第3回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番、渡邊俊一議員、11番、本田新議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮川安明君） おはようございます。それでは報告をいたします。

さきの定例会において付託を受けておりました平成30年第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告をいたします。

去る8月27日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日9月7日から11日までの5日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、それに監査委員の報告、あした、8日、9日は議案調査のため休会、10日は一般質問、人事案件、平成29年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算の認定及び水道事業会計の決算の認定。11日は報告案件、財産の無償譲渡、工事請負変更契約規約の変更、条例案件、平成30年度一般会計補正予算、平成30年度各特別会計補正予算、平成30年度水道会計補正予算、その他議会提出案件についての審議。

以上のとおり、議会運営委員会では決定をいたしましたので、各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 会期及び日程については、ただいまの宮川委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日9月7日から11日までの5日間と決定いたしました。

提出案件は、同意第2号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて、認定第1号から認定第5号までの平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、報告第5号、財政健全化判断比率等の報告について、議案第37号、財産の無償譲渡について、議案第38号、工事請負契約の変更について、議案第39号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、議案第40号から42号までの条例の一部改正について、議案第43号から議案第47号までの平成30年度甲佐町一般会計、各特別会計及び水道事業会計補正予算について、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりですので、説明を省略いたします。以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第3回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしております案件は、同意案件が1件、認定案件が5件、報告案件が1件、財産の無償譲渡案件1件、工事請負契約の変更案件が1件、同文議決案件が1件、条例の一部改正案件が3件、補正予算案件が5件、以上18件でございます。

まず、同意案件といたしましては、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを、認定案件といたしましては、平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算ほか4件の各会計の歳入歳出決算の認定についてを、報告案件といたしましては、財政健全化判断比率等の報告についてをご提案いたしております。

また、補正予算案件といたしましては、まず、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）において、主なものといたしまして、総務費で国県過年度返還金2,223万9,000円を、民生費は介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金として1,455万4,000円を、土木費では大

規模盛土造成地滑動崩落防止工事に3,950万円などを追加し、同じく土木費の各地液状化防止工事から2,150万円などを減額し、その他人事異動に伴います人件費の調整を行っております。

歳入につきましては、平成29年度の決算により、歳計剰余金の処分による繰越金1億6,588万円を、普通交付税に7,637万3,000円などを追加し、歳入が歳出を上回る2億597万6,000円を財政調整基金繰入金から減額をし、総額で1億1,437万8,000円を増額補正し、補正後の総額を82億5,298万9,000円といたしております。

次に、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では過年度分の国県への返還金及びその他予備費の増額を行い、歳入につきましては、歳計剰余金の処分により繰越金等を計上し、国民健康保険特別会計では6,252万円を増額し、総額で16億2,974万7,000円、介護保険特別会計では9,353万1,000円を増額し、総額で16億1,675万1,000円、後期高齢者医療特別会計では158万5,000円を増額し、総額で1億5,075万円といたしております。

平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において、事業変更認可申請書作成委託料として652万4,000円を増額し、総額で1億5,663万1,000円といたしております。

このほか、甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について、などの条例案件、財産の無償譲渡について、工事請負契約の変更について及び熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての案件もあわせて提案をさせていただいております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長などに説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 監査委員の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、監査委員の報告についてを議題とします。

本田代表監査委員より決算審査意見書の報告を求めます。

本田代表監査委員。

○代表監査委員（本田 進君） おはようございます。代表監査委員の本田でございます。

これより監査委員の報告を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

町長から、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成29年度各会計の歳入歳出決算と、並びに各基金の運用状況について審査に付されましたので、各会計の決算について、中村監査委員とともに審査を実施し、その審査結果について町長へ報告を行ったところでございます。

審査の期間は、平成30年7月26日から8月3日まで、実質延べ6日間実施しております。審査の結果といたしましては、審査に付されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は誤りのないものと認められました。

審査内容の詳細につきましては、皆様に配付しております決算審査意見書のとおりでございますが、最後に、意見書の結びについて朗読をし、報告とさせていただきます。

最後のページ、21ページでございますが、第9、むすび。

平成29年度一般会計・特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査の結果、各決算会計関係については、法令に準拠して適正に会計経理が処理されていることを認めた。

下表は、財政構造指標の推移である。

経常収支比率は87.7%から88.1%に、わずかではあるが増加しており、その主な要因としては、介護・訓練等給付費の増加などによる扶助費の増加によるものと考えられる。また、財政力指数は1に近いほど財源に余裕があるとされているが、ここ数年、0.28から0.30%の範囲で推移しており、今後ともより一層の自主財源確保に向けた取り組みを行う必要があると考える。

表は省略いたします。

現年分の町税等の徴収状況については、町税、水道使用料、給食費は99%前後の高い水準を示しており、関係部署の努力は評価できる。なお、国民健康保険税、住宅使用料、介護保険料は94%から96%ではあるが、より高い徴収率を望む。

また、滞納繰越分についての徴収率は8.3%から13.7%の低い水準で推移しており、今後も特段の工夫と努力が必要である。

平成28年度の熊本地震、さらには大雨の災害からほぼ2年が経過し、その間、本町においては、執行部、職員が一丸となって、被災者支援と復旧・復興に取り組んで大きな成果を上げられたところである。

しかしながら、他市町から7名の職員派遣は現在も続いていて、一部には来年度以降も派遣要請の必要性があるように、復旧・復興にはまだまだ期間を要すると思われる。

本町の基幹をなす農地農業施設は大きな被害を受けていて、経営意欲をなくす農家も見られ、農地保全が心配される場所である。農業・商工の振興、さらには企業誘致並びに独自の子育て支援住宅のような定住対策等を推進し、町民の安心安全で住みやすいまちづくりを目指されたい。

復興住宅は52戸が平成30年度末から翌年度当初には完成する予定である。その後、仮設住宅に取り残される被災者が出ないように調査をし、話し合いをした上で十分な対策が必要であると思われる。

以上で、平成29年度決算審査に係る報告を終わります。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、本田代表監査委員による平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算審査意見書の報告が終わりました。

何か質問ありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。今の説明で、21ページの表の下ですけど、町税、水道料金、給食費とは、それから、もう一つ介護保険料までは、まあまあ徴収率もよくなっていると思いますが、その下の滞納繰越分についてお尋ねしますが、徴収率は8.3%から13.7%、逆に言えば、滞納しておる人が91.7%から86.3%となるとと思いますが、この分は、その相手がまだ甲佐町に在住しておられるのですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田代表監査委員。

○代表監査委員（本田 進君） ただいま質問のことにつきましては、滞納繰越分について、死亡したり、本町にいないとかいろいろなものについてはですね、不納欠損という形で落としてありますので、ここでいう滞納繰越分というのは十分に取り出すことができるという考えで、滞納繰越分として出しておりますので、その詳細については、こちらではわかりませんが、そういうことでございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今、ほかの人から監査委員さんにそういった質問はやめたほうがいいとありましたが、今、監査委員の説明でよくわかりました。どうも失礼しました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに何か質問ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。はい、質問なしということでございます。

お疲れでした。監査委員におかれましては、長期間の監査、大変お疲れさまでございました。議会を代表して、両監査委員様へ深い敬意を表しますとともに、心から謝意を申し上げます。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。来週の月曜日10日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前10時23分

9月10日（月曜日）

平成30年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成30年9月7日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 9月10日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 9月10日 午後4時39分 議長宣告

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 古閑 敦	総務課長 西坂 直
企画課長 一圓 秋男	地域振興課長 北畑 公孝
くらし安全推進室長 佐々木 善平	税務課長 井上 幸介
住民生活課長 本田 克典	総合保健福祉センター所長 井上 美穂
福祉課長 北野 太	農政課長 岡本 幹春
建設課長 志戸岡 弘	環境衛生課長 橋本 良一
会計課長 古閑 敦	町民センター所長 中林 健次
教育長 蔵田 勇治	学校教育課長 荒田 慎一
社会教育課長 吉岡 英二	農業委員会事務局長 岡本 幹春
選挙管理委員会書記長 西坂 直	代表監査委員 本田 進

1. 開会 9月10日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 発言取消申出書について

日程第2 同意第2号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

日程第3 認定第1号 平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第2号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第3号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第4号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第5号 平成29年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告者は3名です。

順次、質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間を、答弁を含めおおむね1時間として運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、6番、西坂和洋議員の質問を許します。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番、西坂。ただいまから、一般質問をさせていただきます。

皆さん、おはようございます。一般質問に移ります前に、数日前に北海道で、熊本地震に匹敵する地震が起きました。また、今年熊本地震からいろいろ台風、豪雨とか、いろいろありましたが、甲佐町においても今後努力されて、災害のないまちづくりに私どもも協力していきたいと思います。

以上です。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

最初に、1番目に質問いたしますが、太陽光発電について質問いたします。

現在、各地で太陽光発電施設が設置されていますが、屋根だけでなく遊休農地、つまり田畑や林地などに設置されています。その場合、農地の転用であるのではないかと思います。地目変更が必要と思うが、どのようになっていますか。太陽光施設が設置されていますが、そういうところは地目変更されてから設置されているのですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 農地に太陽光発電をつくりたいというときに、どういう手続が必要かということだと思います。

農地、田畑に太陽光発電を設置したいということであれば、農地法上の転用申請というものがようになります。転用申請につきましても、申請を行えば必ず許可がおりるというものではないと思いますが、農地法に規定する転用の許可要件に合致すれば、許可ができるものというものでございます。

また、地目については、転用申請のときには、農地をどういうふうに活用したいという転用申請になります。地目変更については、転用許可後、工事が、太陽光発電であれば、太陽光発電施設ができた後に法務局に、これこれの地目で登記をとということで申請者がされるものと。農業委員のほうには、例えば雑種地にしたいというような申請ではありません。農業委員会に出てくるのは、あくまでも利用目的、分かれ家、住宅を建てたいとか、工場を建てたい、店舗をつくりたい、駐車場をつくりたい、太陽光発電施設をつくりたい、転用先、どういう目的で使うかという申請で、許可できるかどうかという判断になります。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） その地目変更のときに、仮に太陽光発電施設を建設すれば、どういった土地が、例えば遊休農地であればどういう名目に地目変更したがるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 地目につきましては、先ほど言いましたとおり、転用許可後、転用許可に沿った形に転用していただいて、法務局のほうが最終的には判断をします。

太陽光を設置した後に、ここを宅地にしたいということで申請をされても、多分法務局のほうでは宅地にはならない、通常雑種地にされるだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） この地目変更というのは、多分農業委員会にかけるのは大体当たり前、一般の人も知っておられると思います。さしより町の農業委員会にかけ、それから県のほうの、これは農業委員会ではなくて県の農業会議、また、それが国になった場合には全国農業会議所、3段階を踏まなくてはならないと思いますが、このような太陽光発電の場合は、大体どのくらい、県あたりまで会議に出さなんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 太陽光発電に限らず、面積要件になります。県の常設審議委員会というものがございしますが、3,000平米を超える転用については、県の常設審議委員会にかけた上で許可が出るという形になります。面積要件でございします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） ところで、今、太陽光ばかりでなく、農地をほかに転用してあるところが数カ所見られると思いますが、そういったところは農業委員会の許可、また県の農業会議所あたりの認可をとられているのですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 西坂議員ご質問の箇所がわかりませんので、ちょっと答弁に困りますが、転用申請をされて転用許可が出た場合には、許可証を発行します。造成等をされるときには許可証を掲示していただくように指導をしておりますので、通常、転用申請をされたところには、そういう農地転用の許可証というものが掲示をしてあるはずと

いうふうに認識しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） 具体的には場所は申しませんでした。はっきり言いまして、下横田の国道を熊本方面に向かえば、緑川団地の下流側、あのあたりが、結局あそこあたりは平米数も大分多いと思いますが、あのあたりのいきさつを説明できますか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 緑川団地の下流には太陽光発電施設はなかったと思います。裏にあったかな……。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 太陽光発電ではなく、地目変更に関してだけでよろしいのです。その施設とか、そういった名目は要りません。農業委員会にかけて地目を変更されて埋め立てなりされていると思いますので、そのあたりがどのようになっているか、説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 申しわけありません。私が、西坂議員が言われている場所をはっきり特定できないので何ともお答えが難しいんですが、先ほど申しましたとおり、農地転用をしたいということであれば、農業委員会に転用手続きをしていただいて、町、また県の常設審議委員会等の審議を経た後に、許可できたものについては許可証を交付すると。ただ、これは甲佐町だけではありませんが、無断転用というものは存在します。無断転用の部分については、最終的には県のほうが指導をすると。町のほうも通知等は出しますが、無断転用の件ということであれば、最終的には県のほうが指導、勧告を行うということになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 無断転用の場合には県が指導すればですよ、実際言って、あそここの地番とかは私も把握しておりませんが、はっきり言いまして、大滝商店は知っておられますか——から竜野川の下流のほうに造成してあるところです。あそこは農業委員会に正規のルートで上がってきて、それを県に報告して許可されたのですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 休憩をとっていただきまして、誠に申しわけございません。

西坂議員ご質問のところは、竜野川の一番、もう緑川本流に出るところの造成地の件ということでございますが、あそこについては、すみません、今日、これまでのてんまつについて記録したものを持ってきておりませんが、町からもいろいろと造成をされた事業者の方にお話をし、あそこはまだ転用許可がおりておりませんので、転用申請の手続をしていただくよう指導といいますか、お話をしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） あそこはサッカー場あたりができて、結構サッカーの練習あたりに、それからおそらく試合等もあっていたと思いますが、サッカー場あたりはもったいない、あのままじゃもったいない、もとのサッカー場がいいと思いますけど、そういったところは農地転用ができていないなら、結局もとの更地に戻さなきゃいかんのですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 農地法を四角四面に見れば、農地に戻していただくということになると思いますが、現実問題として、それは不可能ではないかというふうには思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） 私もそう思います。せっかくあれだけのスポーツ施設等をつくられておるのに、あれはもとの田んぼに戻せば、逆に大変だと思いますので、今後、農業委員会のほうでも穏便にことが進みますようお願いしたいと思います。

それから、この問題に関しては「勝手に埋め立てでも何でも無許可でしてよければ、俺もしようごたつところのある」という人も二、三人おられました。そういったことがないように、農地転用するときには正規のルートを通して、そして、それから許可を受けてから、自分で宅地なら宅地になしたいというときに、そういった指導をお願いしておきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいま西坂議員からご指摘の啓発に係る部分だと思いますが、農地については農地法上の制限があると。また、転用をするときには手続、許可をとった上でしなければなりませんよというようなことにつきましては、これまでも行っておりますが、今後も引き続き、広報紙、ホームページ等を活用して住民の方へ周知を行いたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） これは、農地法だけでなく土地基本法というのがあります。第8条に――朗読はもう差し控えますが、そういったことがないように、今後よろしく願いしときます。

次に、議長にお願いがございますが、よろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） はい。何でしょうか。

○6番（西坂和洋君） 私がこの太陽光の関連についての質問に対して、質問要旨に記載していませんでしたが、太陽光関連でもありますので、担当課に質問したいと思いますが、よろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） はい。どうぞ。

○6番（西坂和洋君） それでは、次、同じ太陽光問題ですけど、現在、町内の学校屋上にも太陽光発電が設置されていると思います。各学校、公共施設には何カ所設置されていますか。また、各施設の発電量で電力料金等を賄えていますか。担当課、お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 太陽光発電装置が各学校、公共施設等に何カ所設置されているか、各施設に設置された発電装置で当該施設の使用電力が賄えるかというご質問かと存じます。

町内の小中学校には全校に設置済みでありまして、規模としましては、甲佐小学校のみが20キロワット、残りの4校が10キロワットとなっております。ちなみに一般的に家庭用として設置される太陽光発電装置は5キロワット前後という規模でございます。

電力節減費ですが、学校の場合、10キロワットで月額1万円節減できるという試算結果がございます。

次に、公共施設ですが、役場庁舎に20キロワット、総合保健福祉センター、農業研修センター、水道管理センター、町民センター、竜野福祉ふれあいセンター、白旗福祉ふれあいセンターに、それぞれ15キロワットの発電装置を備えております。役場は、平成17年度に建設した際に10キロワットを、平成22年度に追加で10キロワットを設置しており、発電した電力は、役場及び生涯学習センターの使用電力の一部として利用しております。発電により月額で3万円前後の節減になっていると試算しているところでございます。

役場庁舎を除く町の6施設につきましては、環境省所管の防災拠点等への再生可能エネルギー導入事業等の補助を利用して設置されたもので、それぞれ15キロワットの発電装置と蓄電池を備えており、通常時の利用は蓄電池の充電と非常用コンセントでのOA機器等の使用にとどまるため、電力費の節減にはさほど貢献しないものと考えておるところです。

なお、これら災害時に避難所として利用される施設の蓄電池は、停電時に利用が想定される最小限度の電気器具及び機器を太陽光発電が動作しない夜間に動作させることができる電力量を確保できるよう設定されているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私は、当初は、一応目的が売電目的かと思いましたが、しかし、この自然環境に優しい電力発電を利用して、役場庁舎また各施設は、使用されているのは、結局災害時に緊急的に使用、電灯をつけなくてはならないということで、これは私もそこまでは考えませんでした。対応は十分納得いたします。

しかし、家庭用の太陽光5キロワットあたり、今20年契約とかで設置されていますが、

そして、太陽光発電の会社も方々にできておると思います。しかし、20年で太陽光がだめになったら、また設置し直さにかいかんということもあろうかと思えます。そこらあたりは考えて、また契約するなり撤去してもらいなりすればよいと思えます。

以上で、この太陽光問題についての質問を終わります。

どうも、失礼しました。

次に、認知症対策についてお尋ねいたします。

この認知症というのは、第一に病名なのか、また病名でなかったら、どんな原因、疾患にはどのようなのがありますか。お尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなって、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態のことを言います。

認知症は脳の働きが悪くなって起こりますが、その原因はさまざまです。

脳内で異常なたんぱく質がつけられ、脳の細胞の働きが少しずつ失われて死んでいき、脳が委縮して機能が全般的に低下していくアルツハイマー型認知症、また、脳梗塞や脳出血など脳血管疾患のために脳の細胞の働きが失われることで発症する脳血管性認知症、さらに、脳内にレビー小体という特別な物質が蓄積された結果、脳の細胞が損傷を受けて発症するレビー小体型認知症があり、三大認知症と言われております。そのほかにも、脳の一部である前頭葉や側頭葉前方の萎縮が見られ、軽犯罪を起こしたり暴力を振るうなど自分に対して抑制が効かなくなる前頭側頭型認知症などがあります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） この認知症問題は私どもも県の研修会で勉強したと思えますが、今説明がありました、大体四つか五つぐらいあってですね、一番重いのがアルツハイマーというのが大体全体の50%、それからレビー小体型認知症というのが10%、それから前頭側頭型認知症、これが20%、それから、こういったのは症状が違いますが、そもそもこの認知症というのは、アミロイドベータというのが脳に蓄積して、それがたまって、各脳にはいろいろあって、そこを、例えば運動機能とか、それから物忘れをされるとか、そういった脳が大体大きく分けて三つぐらいに分かれますが、そういったところの機能がやられて、最終的にはアルツハイマーになるのが一番多いそうです。

それから、そのアルツハイマーが進めばパーキンソン病とかになるそうですが、その予防策としてどういったことを考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 認知症予防についてということでしょうか。

認知症予防については、町では認知症発症予防、それと進行予防の立場から事業を行っております。

脳梗塞を初めとする血管病は、脳卒中の血管性認知症ばかりではなく、アルツハイマー型認知症の病態と深くかかわっており、生活習慣病を予防することが認知症の発症予防につながるものとなります。そのため、町では、特定健診受診者への保健師、管理栄養士による保健指導や、糖尿病、血圧、腎機能低下等、健診でわかる重症化予防対象者に対し、同意を得た上で、医療機関と生活習慣病連絡台帳を活用して情報の共有を図っております。

また、フィットネスセンターの高齢者を対象とした「うきうき教室」や町が推進します介護予防教室を兼ねた町内20カ所の地域の集いでは、有酸素運動や脳トレゲーム等で脳の神経細胞が活性化され、認知症発症予防に効果的な取り組みとなっております。

そのほか、町では専門医による相談窓口である認知症相談会や認知症の方を介護している家族の相談の場としての家族の集いを開催し、初期症状を有する高齢者及びその家族や関係者に対し、認知症の進行を予防するために専門性を持ったチーム員及び認知症サポート医からなる認知症初期集中支援チームを設置し集中的に支援を行うこととしております。

今後も地域住民の方々に認知症の方を理解していただくために、認知症カフェの支援を行いながら、認知症サポーター養成講座を適宜開催し、認知症やその予防に関する住民への啓発チラシ「オレンジ通信」を発行してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この認知症問題というのは、結局そもそも糖尿病とか、ああいった病気が、結局三大生活習慣病ですか、そういったのが原因で認知症にもなりやすいということも聞いております。

それから、フィットネスセンターですか、あそこの、もとは風呂だったですけど、あそこの利用状況はわかりますか。大まかでよろしいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

平成29年度の利用状況といたしましては、延べ人数が9,606名です。そのうち町内の男性が2,237名、町外の男性が215名、町内の女性が5,746名、町外の女性が1,408名となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） 私もあそこに通見学に行きました、二通ばかり行きました。そこでヨガとかいろんな運動をさせて、結局認知症の予防に貢献されていると思います。結局ああいった人は、家庭に引きこもりがちな人とかをフィットネスセンターで、あそこは200円か、金は要りますが、健康のために大いに利用してもらいたいと思います。

また、その前は公衆浴場みたいな設備でしたが、風呂の改修には何千万もかかるということで、今度の施設はよい方向に利用されている、利用者も9,600人ですか、おられるということで、人間というのは健康が第一です。ですので、功を奏したのではないかと思います。私もあそこの会員になって時々行きたいなとも思います。

それから、もう一つ、この介護問題のことでお尋ねします。

今、もうやがて我々も団塊の世代ですので、やがて認知症とかいろいろな病気にかかる率が高くなってきました。今後、甲佐町には65歳以上の方が大体何名ぐらいおられるか、そういう人が一番この認知症に近いところにおられると思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、現在の高齢化率の状況というご質問でございますけども、直近の7月末日現在の住民基本台帳数値でお答えさせていただきます。

まず、総人口が1万707人で、うち65歳以上の高齢者人口が4,019人でございます。それで、高齢化率は37.5%となっております。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） 今後、これは県のほうの調べですけど、県の認知症対策地域支援推進課の推計では、大体平成37年、あと7年先ですけど、高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。今、高齢者、我々はもうすぐ手の届くところにいますので、今後若い者に負担をかけないように、健康なまちづくりに邁進してもらいたいと思います。それが甲佐町を潤わせる課題ではないかと思います。

以上で、この認知症問題についての一般質問を終わります。

次に、最後の質問ですけど、インフラ、ライフラインの整備状況についてお尋ねします。

町内5地区のインフラ、ライフライン等の進捗状況はどのようになっていますか。また、平成28年4月16日の地震災害、また6月20日、21日の豪雨災害による道路の崩壊、田畑の土石流による土砂の流入など、復旧状況はどのようになっていますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、土砂災害ということですので、今回、宮内地区の午王瀬橋付近の土砂堆積の復旧状況ということでお答えしたいと思います。

町の管理する河川、坂本川が平成28年6月の豪雨で土石流が発生し、下流域の宅地や農地、道路まで土石流で被害を受けております。現在その復旧工事を行っているところです。

下流域の農地の土砂については、農地の災害復旧で行われるものと思います。坂本川については、上流部を県の砂防事業といたしまして、砂防堰堤と流路工を県の事業で行われます。現在は、砂防工事のための仮設道路の建設が行われており、約70%ぐらいの進捗率となっております。

下流域の部分においては、町の管理河川であります坂本川の河川災害復旧工事を町の工事として坂谷川まで行うこととしております。宅地やその周辺に堆積しました土砂については、河川災害復旧工事の仮設道路にも使用しますので、工事が完了したならば、不要な土砂につきましては撤去するようにしております。

今後の予定といたしましては、県の砂防堰堤工事が10月ごろ発注を予定され、町の災害復旧工事については発注は行っておりますが、砂防工事との調整のため着工はこれからとなります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいま建設課長のほうからご説明がありましたが、午王瀬橋付近の農地の災害復旧状況についてご説明申し上げます。

午王瀬橋上流の農地につきましては、先日確認に行きましたが、工事自体についてはもう終了をいたしております。今後、請負業者のほうから竣工届等が出され、町のほうで検査をし、検査に合格しますと、地権者の方へ検査終了と耕作再開の、耕作を再開してくださいという形での通知を発出することになるという段取りでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 午王瀬橋際の河川側はきれいにできておりますが、あれから上流といいますか、坂本川の上流のほう、結局町道より打出のほうから行けば左側の田畑が結構あったと思います。しかし、あそこは地権者が「もう田んぼはできない」「つくりきらん」というような声も聞いております。ですので、あそこはあのままの状態になっていくのではないかと思います。ですが、地権者がもう年寄りで甲佐に住んでおられない方ばかりのようでありますので仕方ないと思いますが。

それから、同じ農政課であります、本坂谷の林道についてちょっとお尋ねしたいと思います。

あそこは今、大型の砂防ダムができています都合で、そこまでしか入っていかれないということで、それから先の林道がもう寸断された状態になっております。地域の人たちは「山をちょっと眺めに行ったりしたい」と言われますが、「まだ道がいかんけん、いつのこつかわからん」という話も聞きました。あれも災害復旧で工事されるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 林道本坂谷線につきましては、ただいま議員のほうからありましたとおり、本坂谷線は一本道、行きどまりの道路ということで、どうしても工事は手前のほうからしか施工ができないと。これまで、あそこは公民館から農道がありまして、農道も被災しておりました。それと、先ほど言われました砂防の工事等もあっております。で、重機等が現場まで行かないということで、本坂谷線については工事の着工がおくれておりますが、災害復旧工事で終点まで被災箇所については災害復旧をするという予定でございます。期間的には若干時間を要するものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） 本坂谷地区の林道については、地域住民も「できるだけ早いほうがいいばってんな」て言いなはるばってん、それも工事の工程の流れでありますので、災害で復旧ができれば一番よいことと思います。

それから、建設課長にお尋ねしますが、町道に宅地の石垣とかが増えてきて3カ所ぐらいあります。そういったところはまた増えるおそれがあります。1カ所はもう完了してい

ると思いますが、2カ所、具体的に言いますと、安平、それから私の地区の西原に1カ所ありますが、ああいったところも災害で復旧されると思います。大体来年の3月までには完成するか、完成しないかを知りたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○6番（西坂和洋君） それでは、宮内地区の宅地の擁壁の復旧についてご説明を申し上げます。

ただいま議員がおっしゃられたとおり、宮内地区には3カ所の宅地復旧を公共事業で行う予定があります。進捗状況については、小鹿地区については現在完了しております。安平地区については現在発注を行って、もう着手の準備にかかっております。西原地区についても積算の準備をいたしまして近々発注をする予定としております。今年度中には完了するように見込んでおります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 町道とか、それから農政課あたり、努力されていますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

それから、現在宮内地区においては集中攻撃を受けているようで、ほとんどの業者が入っております。

ところで三本松甲佐線が完全通行止め、打出から小鹿の上り口まで約1.8キロぐらいあります。あそこが完全通行止めで、今、小鹿に入って、途中から通称鉢巻道路というのが宮内小学校の上を通過して谷内方面に出しております。

しかし、建設課も知っておられますように、一応県のほうと打ち合わせして、離合箇所がありません。U字溝が幅600、深さ600が約200メートルぐらいあります。そこは、甲佐町に嫁いで、それから実家を見に行きよったところ、車を入れて、軽の乗用車ですが、そこらにはまり込ませて、たまたま運よく建設課か役場職員の方が3名ぐらい通られて、どうにか上げてやったということです。

そこで、私どもが、一応迂回路でもありますが、離合箇所、あそこには深さが600あれば、ちょっと上げられません。普通、深さが300ぐらいだったら、ジャッキアップして下に何か敷けば上がりますが、しかし、これは8月の16日に役所の皆さんと区長さん、区長さんがそのときほとんど来られました。そして「離合箇所を何カ所か設置します」と言われました。しかし、もうあれからやがて1カ月になります。まだその離合施設はできておりません。それから、工事が今年度いっぱい、それか来年の正月までということで長期間ですので、ああいったところはどのようになっているか、建設課長にお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 県道三本松甲佐線の災害復旧工事の影響で全面通行止めということで、地元の小鹿地区の町道が迂回路として利用されておりますけれども、この件に関しましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、宮内校区全体の区長さんの要望書あたりで、県と町とも立ち合っておりますね、現地で協議を重ねております。

その結果、宮内地区では災害復旧工事はまだまだ続き、工事車両の通行も多い状況にあります。この迂回路となる道路は地域住民の生活道路でもあるため、迂回路の安全対策をとることが必要であると考えております。

そのために、離合する箇所が少ない、この鉢巻道路につきましては、道路側溝がありませんので非常に危険な状況であります。敷き鉄板を敷いて、新たに離合場所4カ所を確保するようにしております。これについては県のほうでですね、施工はされますので、今週中には設置するというのを聞いております。

それと、常時交通誘導員を2名置いておりますけれども、工事の工程等によっては、材料の搬入だったり、そういった工事車両が多くなる工程がありますので、そのときには工事現場ごとに交通誘導員を追加してですね、対応させていただきたいというふうに各業者のほうへもですね、通知をお願いしているところでございます。それとですね、業者のほうへもですね、地元車両の優先をするようにということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 宮内小学校の体育館から下流の県の工事、今、小鹿の鉢巻道路というところのすぐ下を吹きかけして、また今度アンカーボルトの5メートルか6メートルばかりのを打ち込むということですが、その工事の発注はとっくにあっておりました。そして、離合箇所は設置するというような話もありました。ですので、あそこは常日ごろ迂回路に使います。ちょっと災害があればあそこを利用しますので、できるなら道路管理者である町で半永久的に離合箇所を施工してもらいたいと思いますが、そのあたりはどのように考えられますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほど申しましたように、当面の間は応急的な処置としまして、側溝に敷き鉄板を敷いて離合箇所を設けるということで対応していきますが、今後のことを考えますと、いろんなことを検討して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） あそこはそもそも町道ではなく、たしか林道か農道でできたような話を聞きます。農道とか林道の場合はふたつきのU字溝ではなく、ふたが設置してないのが主ということを知りました。

しかし、私が思いますに、もう県道のほうの通行止めというのはもう何回も延期されましたが、大体なら県道に着工する前に離合箇所あたりを設置するのが本当じゃなかったかと思っております。私に言わせると、結局泥縄、泥縄っていうのは知っておられると思いますが、泥棒を捕まえてから縄をなうというようなことで、そういうことより先に、安全に通られるようなところを、全部かぶせてくれて言わんとですよ、何カ所かでよかったですよ。全部鉄板をかぶせたら、それは膨大な費用になりますので、ですので、そういったのを先にし

て、工事は通行止めしてよかですよというのが道ですよ。

ですから、そういったところも今後、県の工事ではありますが、県と相談しながらそういった対応をしていただきたいと思います。

最後に奥名町長に、今いろんな問題、インフラ問題とか、それから認知症問題等を説明しましたが、一言思われたとおりに発言をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今日、西坂議員から3項目にわたってご質問をいただきました。それぞれに議員の視点でいろんなご意見がいただいたものというふうに思っております。

認知症の予防等については、今日課長のほうから答弁もいたしましたとおり、重症化予防、発症予防に向けて、総合保健福祉センターあるいは福祉、協調しながら、連携をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、災害復旧の進捗等については、建設課と、それから農政課のほうからそれぞれ答弁を申し上げたとおりであります。1日も早くインフラの整備が、もとの姿に戻るように、一生懸命対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今日は私の持ち時間はあと9分となりました。こういったふうに長く質問するのは初めてであります。これをもちまして、私の一般質問を終わります。どうも。

○議長（緒方哲哉君） これで、6番、西坂和洋議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時5分から開会したいと思います。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4番です、宮本です。本日はですね、質問事項ということで、災害復旧についてということですね、確認だけで短時間ということでも終わりたいと思いましたが、なかなか時間の都合もありますので、先ほどですね、西坂議員、6番議員のほうからですね、インフラという、ライフラインという整備についてということで、ダブってはおりますけれども、持論を言わせていただくと、ちょっと6番議員さんの方と、あれをせえ、これをせえということじゃございませんので、確認ですので、担当の課長さんあたりはですね、明確に災害復旧・復興についてですね、説明していただきたいと思います。

まずですね、今大変な時期ではありますけども、復旧・復興に向けてですね、いろんなところからの派遣、出向あたりですね、来ておられる方に対してですね、まずは感謝申し上げますとともに、改めてお礼を申し上げたいと思います。

まず建設課長にお尋ねしますけども、本来ならですね、事業課。農政課、建設課、それと環境衛生課、社会教育課、ほとんどの方が携われると思います、この災害に関してはですね。ところが、事務的なこともございますので、本来なら全課長にお聞きしたいところではありますけども、まず建設課長にお尋ねしたいと思います。

現在ですね、災害の進捗状況ということで、公共土木施設災害についてということでお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、公共土木災害施設についてご説明を申し上げます。

建設課で担当しておりますのは、公共土木施設災害復旧事業であります。災害の箇所数といたしまして241箇所ありました。これまでに、先ほど申されたように、鹿児島県の各自治体から中長期の支援もあり、現在では契約、発注は全て完了をしております。

そのうちで、竣工が126件で、約52%が工事の完了をしております。未竣工の115件については、今年度、平成31年3月末完成を目指して工事に取り組んでいただいておりますが、災害箇所によってはですね、各工事期間の調整だったり道路の調整あたりが必要となりますので、今年度中に完成しない箇所も出てくるのが予測されます。そのような場合において、災害復旧においては、事故繰越の制度を利用するなど、工事完了が難しい箇所については工事の延長をしてですね、対応をすることと考えております。

現在、事故繰越でも対応している工事について年度末までに完了しない工事等が出てきた場合にはですね、出来高部分を精算しまして、残りの残工事分についてはですね、別途契約をしてですね、施工することとなります。

現在の災害復旧状況については以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 災害復旧事業が241件あるということで、契約発注はもう完了しているということでもありますけども、その竣工が126件、52%が完了しているということで、未竣工が115件。ただ、平成31年度3月を目指して工事に取り組んでいくということでもありますけども、災害復旧に関連しては、おそらくどこの集落、どこの地域の方も優先順位はありませんけども、ここが一番、私のところが一番、おるげが一番にしてくれという方も結構おられると思います。その優先順位というのをですね、まずは建設課あたりでは、生活道路が優先とかあると思いますけども、そういう根本的な順序ですね、順番というか、生活道路が優先とか、緊急車両が優先とかあると思いますけども、そういう何か取り決めがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 災害復旧工事でどこを優先するかということですが、実

際の取り決めということは決めてはおりませんが、まずは各集落がありますので、そこまでの、その集落がですね、孤立しないような災害復旧をするということと、また、生活道路で使われる幹線的な道路をまずもって優先して行っております。それと、子どもたちが通学します通学路を優先してするような形で今回の災害復旧事業については進めております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今もろもろですね、建設課長が申されたとおり、まず生活道路、通学路あたりを優先されるところとは思いますが、なかなか、今見渡す限りですね、地元の業者さんも少ないですし、この暑い中ですね、結構建設作業員の方もですね、頑張らせてしております。我が町に貢献していただいているのは事実であろうかと思っておりますけども、他県から応援に来ていただいて、結構されとります、この暑い中に。ただ、あればせえ、かればせえじゃなくて、本来しなくちゃいけない幹線道路ですね。しかし、あれもかれもしていくと、かえって通行の妨げになるんじゃないかならうかと思っております。

優先順位としてはですね、先ほど課長が申されたように、その方向性として優先をされとるだろうと思っておりますけども、見渡す限り工事区間が結構あります。それに対してガードマンも結構立っておられます。大型車両も頻繁に通られます。でも、その中で、先ほど6番議員が申されたように、宮内地区は最重要被害があったようにも思っておりますけども、まだそれ以外にも結構被害を受けられているところが結構あります。

ただ、そういう方面に対してはですね、今、建設課あたりに派遣、出向でですね、よその県からおいでになつとると思っておりますけども、どこから来られて、何名ぐらい応援に来られているのかお聞きしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、現在ですね、建設課のほうには、中長期災害派遣職員の方が、平成29年からですね、今年度の平成30年にかけて、鹿児島県内の各市のですね、各自治体から業務の支援をいただいております。

平成30年度の現在の体制はですね、鹿児島市から2名、それと伊佐市から1名、それと薩摩川内市から1名、出水市から1名、それと指宿市から1名の計6名の方の支援を受けて公共土木災害復旧事業と熊本地震の関連事業の業務を主にやっていただいております。

そのうちの5名の方が土木技術系の職員の方で、工事の積算から発注の業務、監督業務まで一連の業務をやっていただいております。経験も豊富で技術的にもレベルの高いものを持っておられます。また、技術系の1名の職員の方については、応急仮設住宅の延長申請事務、または被災宅地復旧支援事業の相談からですね、申請業務など、被災者のための業務をお願いしているところでございます。

現在本町においてですね、熊本地震災害関連事業における現状の状況があるのはですね、派遣職員の方々の支援のおかげであると思っております。非常に感謝をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 全部で鹿児島方面のほうから6名ということで、この場をお借りしてですね、改めて感謝を申し上げますとともに、お礼を申し上げたいと思います。

なかなか甲佐町の住民の方は、広報とか議会だよりあたりですね、そういう支援者が来れているとは通達はあっておりますけども、なかなか現状的には、鹿児島あたりから6名おいでになって、復旧・復興に向けてですね、取り組んでいただいているということは、なかなか知らないという失礼でありますけども、わかっておられないんじゃないかならうかと思えます。

その次にですね、住宅の応急修理ということについてですね、建設課長にお尋ねしたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 住宅の応急修理については、これはですね、熊本地震の発災直後からですね、申請受付が始まりまして、被災した家屋の半壊以上の住宅の応急修理の補助になります。

申請受付の完了がですね、平成29年7月をもって申請受付を完了しております。件数が約621件の申請があっております。そのうち完了が現在で587件、取り下げが17件、残りの18件がですね、いまだに完了されていないこととなっております。

この応急修理についても期限がございますが、こちらは平成31年3月13日をもってですね、現在のところは完了期限が定められております。いまだに完了されていない方へはですね、その期限を周知してですね、促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） この住宅のですね、応急修理については、完了が587件と取り下げが17件、残り18件がまだ完了されていないということではありますけども、この応急修理のですね、完了期限がもう来年の3月13日で完了ということで、なかなかですね、いろんな応急修理に関しても、折り合いがつかないとかですね、高額な金額ということにもなりますけども、なかなかそういう住宅に関連しては、職人さんがですね、不足ということで、なかなかもう1年、2年前に契約してもまだ来れんというところが事実じゃなからうかと思えます。

ただ、なかなか応急修理あたりもですね、仮にいろんな地権者の方、近隣の方々、いろんな説明会を地域でされておられたと思えます。その中で、なかなか意見がですね、食い違うところもあり、誤解をされとる地権者の方もおります。ただ、その補助金絡みですので、いろいろ高額な費用もかさむし、補助金はありますけども、なかなか職員の方はですね、本音では言われんところもあるかと思えます。飲んだときもそぎゃんな言われんと思えます、本音は。なかなか対応も厳しいと思えますけども、あと18件されてないということでもありますけども、される見込みはあるんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） まだ応急修理が18件終わってないということですが、その理由については、18件ともさまざまな理由でですね、終わってないと思われましても、終わらない、見込みというかですね、現在のところはもう期限が来るということですね、町としては促していき、いろんな状況をですね、県のほうにも報告をいたしまして、現在、その延長がなるかならないかも含めてですね、そういった件を熊本県のほうに訴えていって、期限の延長あたりもですね、検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） なかなか厳しい状況ではありますけども、いろんなですね、あと18件残つとるということで、いろんなまた周知をされて、いろんな本来なら相談したいということが結構あんなるとじゃなかろうかと思えます。それに対応してですね、いかれて、18件がですね、3月13日まではですね、スムーズに終わるようにですね、お願いしたいと思えます。

次にですね、被災宅地復旧支援事業についてということで、建設課長にお尋ねしたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 被災宅地復旧支援事業について、それではお答えいたします。

この被災宅地支援復旧事業は、熊本地震の復興基金による事業でございます。被災した宅地の復旧にかかわる費用の50万円を控除した残りの3分の2を補助するという事業で、限度額が1,000万円という上限がありました。現在の申請件数が66件、そのうち完了件数が58件、未完了が現在8件あります。

この被災宅地支援事業についてはですね、申請受付、また事業完了の期限がですね、現在のところ定められておりません。本町にですね、当初から相談のあった件数がですね、100件以上に上っておりますので、今後も申請が上がってくるものと思われま。

今後も県の動向を注視しながら、申請漏れなどがないような対応を考えていくこととしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） この被災宅地復旧事業に関してもですね、50万円を控除した3分の2ということで、限度額が1,000万円ということではありますけども、現在の申請の件数が66件ということで、完了数が58件、未完了が8件ということではございますけども、この事業関連に関してはですね、完了期限がないということで、今後また申請が上がってくるということでもありますけども、この対応に対してもですね、先ほどから何遍も申しましても、その地権者の方あたりと誤解がないようにですね、「そこまでは言われん」と

か多分あると思います。「そこまではして大丈夫ですよ」「補助金は幾らですよ」とか、いろんな誤解が生じると思います。なかなか言われんところが事実じゃなかろうかと思います。これに関連してもですね、期限がないということでもありますので、スムーズに未完了に対してもいかれることを望みたいと思います。

次にですね、災害関連の進捗状況ということで、今度は農政課長にお尋ねしたいと思います。

まずですね、林道に関してですね、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 林道の災害復旧の進捗状況についてご説明申し上げます。

本町には林道が8路線ございます。この8路線全てにおいて被災しており、災害復旧工事の査定を受けました箇所数が46カ所、90工区、被災延長が2,234メートル、査定時の設計額が2億7,430万6,000円となっております。

発注につきましては、7路線、34カ所、65工区を発注しており、うち竣工しておりますのが18カ所、40工区が終了しており、査定箇所数に対する発注率は73.9%、竣工率は39.1%ということで竣工率が非常に低い数字となっております。

先ほど西坂議員のほうからも質問がありましたが、本坂谷線が林道の災害復旧の路線としましては一番おこなわれていると。これは先ほども申しましたが、行きどまりの林道でございますので、両側から工事をするというのができないと、被災箇所数も多いと、他の事業との工事の調整も必要というようなことで、現在竣工率につきましては、全体としまして39.1%の竣工率ということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 林道にですね、関連しましては、査定を受けた箇所が46カ所、90工区、7路線、34カ所、65工区を発注されとるということで、竣工しているのが18カ所、40工区終了、発注率が73.9%、終わってる竣工率が39.1%ということで、なかなか先に進まないのが現状だろうとは思いますが。

ただ、やっぱり林道に関連してはですね、なかなか、先ほど6番議員のときに答弁なされておりましたけども、行きどまりのところがですね、もうやっぱりどンドンどンドンスタートラインから行かんとですね、途中から入られませんので、なかなか関連しても支障が出てくるというふうにも思います。やっぱり災害ですので、何が途中ですね、出てくるかもわかりませんので、スムーズにはいかないということで思います。

次にですね、農業用施設ですね、農業用施設に対しての災害の進捗状況はどうなっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 農業用施設の災害復旧工事の進捗状況についてご説明申し上げます。

農業用施設災害につきましては、農道、用水路、排水路等が該当いたしますが、この農

業用施設の災害復旧につきましては、先日の8月28日に検査を行いました箇所がありますが、その箇所をもちまして、全て国の災害復旧の査定を受けた箇所については工事を完了していると、竣工率100%というような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 農業用施設災害ということでは、もう100%終わってると。やっぱり農業用施設に関連してはですね、皆さんが早く、早くと前々からおっしゃったこと、100%ということではですね、町のほうも頑張られて、協力のもとですね、できたんじゃないかかと思えます。

それと、今度は農地に関連してお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 農地、田畑の復旧状況についてご説明申し上げます。

農地につきましては、まず水田につきましては77カ所、畑につきましては22カ所の災害査定を受けておりますが、発注は全て終えておりますので100%の発注率と。竣工率としましては25%とやや進捗率としては低い状況となっております。

先ほど建設課長のほうに優先順位のご質問がありましたが、農政課としましては、農業用施設、水路、農道等の復旧を先にして、農地のほうを、申しわけないんですが、後からと。農地を先に復旧しても、そこまでに水が来ない、道路が通れないという状況では営農の再開ができませんので、農業用施設の災害復旧を先にやらせていただいて、現在農地のほうの災害復旧を行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） この農地に関してもですね、77カ所、畑については22カ所災害査定を受けてということで、100%の発注率、着工率は61.3%で、竣工率は25%ということでもありますけども、なかなか地権者の方とも折り合いもつかず、これもなかなか災害のですね、復旧に関しては、なかなか進まないのが現状ではなかろうかと思えます。

そういう中で、農地に関連してはですね、いろんな区長さんあたり、取りまとめておられるところもございますけども、農業委員会等、いろんな立ち会いのもとですね、されているというふうに思いますが、なかなか農地に関連してはですね、竣工率も25%と進捗率が低うございます。今後、半分にも満たさないんじゃないかかとも思います、年内はですね。

そういう中で、震災対応経営体育成事業についてのですね、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 震災対応経営体育成事業についてご説明申し上げます。

この震災対応経営体育成事業につきましては、何度か議会の中でも質問等もあっておりますが、農業用格納庫等を被災された方への9割補助の事業でございます。

今回この事業の対象となっておりますのが、農業用倉庫の修理・再建が272件、農業機械が71件、畜舎関係が6件、農業用ハウスの修理・再建が13件、農業用倉庫等の撤去が5件となっております、全体で申請件数367件となっております。

これまでに竣工しておりますのが344件となっております、現在竣工率が93.7%となっております。まだ竣工していませんものが23件ございますが、農業用倉庫が22件、ハウスの修理が1件がまだ未竣工というような形となっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） この震災対応経営体育成事業に関連してもですね、進捗状況ということでお尋ねをしておりますけども、倉庫に関連しては、修理・再建が272件、農業機械が71件、畜舎関係が6件、農業用ハウスの修理・再建が13件、農業用倉庫等の撤去が5件、全体で367件ということで、まだ触ってない、途中かもしれませんけども、でき上がってないということが23件あるということでありまして、これに対しても、補助金制度を活用されたところの撤去費用、また再建に向けての倉庫等だろうと思っておりますけども、なかなかかなり建物に関連してはですね、高額な費用もかさむし、なかなか折り合いがつかないところもあろうし、もう農業等をもうやめたという方もおられるんじゃないかということでおられるんじゃないかと思っておりますけども、なかなかこれに関連しても、地元の説明会、地権者の方々の説明に関連しての誤解、いろんな補助金絡みで、ちょっと折り合いがつかないところがかなり話を聞きます。そういう中で、これも本年度中の事業ということですかね、お尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） この震災対応経営体育成事業につきましても、本年度が最終年度ということで、来年の3月31日までに町が補助金を払うまでですね、農業用倉庫であれば、竣工をしていただいて、町が確認に行き、その後支払いの処理をしますが、最終的に町から個人の口座にお金が振り込まれるのが3月31日までに終わらなければならないというような事業でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今の課長の答弁のとおりですね、そういう面からすれば、かなりの震災対応経営体育成事業ということに関連しては、31年の3月31日で終わると。しかし、3月31日で工事が終わるんじゃないかと、支払いが終わる。ということは、もう工事自体は今年の12月か、遅くても1月までに終わらんと、本人さんの振り込みのところにお金が入らないということですね。それで間違いございませんか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 期日につきましては、後の事務処理の関係もありますので、町としましてはですね、早く竣工していただくのに越したことはありませんが、できるだけ1月いっぱいぐらいで工事のほうは竣工をしていただきたいというような形で、まだ竣

工していない対象者の方にはお話をしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） その対応としてはですね、1月いっぱいということではありますけども、なかなかそういう対応的にもですね、地権者の方とは折り合いがつかないで――これは23件ですね、農業用倉庫とハウスの修理1件、これはまだ未着工ですかね。申請はされとつとですかね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） これまで説明しました件数につきましては、全て申請済み、新たな申請というのは現在受付をしておりませんので、申請があつて、農業用倉庫が22件、ハウスが1件、まだ竣工してないと。この中でも、まだ未着工という、農業用倉庫で未着工というような案件もあります。まだ竣工してないところにつきましては、全ての方に現在の状況、施工業者さんとの話の結果等について聞き取り調査等を行っております。中には、約束はしてるんだけども、業者さんのほうが、なかなかいつ入れるかわからんよというような話をされてるところもありますので、そういうところについては、極端な話、町としましては、先ほど宮本議員も言われましたとおり、できれば年内、遅くとも1月いっぱいには竣工をしないと、もう補助金が出ませんよというようなことで説明をした上で、どうしても現在お約束をされているところが難しいのであれば、業者さんのほうの選定替え等も考慮に入れて、事業のほうは進めてほしいというようなことで説明をしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） 行政側としてはですね、1月いっぱいまではどうかお願いしますということでもありますけども、なかなか地域座談会等も含めて、みんなに集落に周知をされて、個別にも回ってでもですね、「もう来んな」ておっしゃるまで行って「1月までお願いします」と言うしかなかろうと思います。ただ、それに関連しては、先ほど言いましたように、補助金絡みが出てくるし、「そんならいじゃでけん」と言う方もおられるということも思います。ただ、行政側としてはそこまでは踏み込んだ話はできない、それ以上は出せないということも言うことはできないと思います。

それに関連してですね、これ今まで申し上げました全体、建設課、農政課、今年度が前提ということで、本年度大体ならですね、持ち越し部分、事故繰越、いろんな予算面、配分したところの持ち越し、事故繰越、結構あるかと思います。ただ、それに関連して、本年度中にと、3月31日までですね、それが完了しないときは、いろんな対応があると思います。それを「しなさい」と言いよるとじゃないですよ。いろんな本年度中に終わらないときの対応は、建設課長からまずお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今年度中に災害復旧工事が終わらなかった場合というこ

とですけれども、先ほどちょっと回答の中でも触れましたけれども、平成28年の災害復旧事業の中でですね、普通に事業を発注いたしまして、その後繰り越しを行いまして、その次の年に事故繰越という処置をしてですね、工事の対応を現在やっているところでございます。

その事故繰越の対応をする工事の中で、今年度中にですね、今年度中に3月31日をもって工事が終わらなかった場合にはですね、今の工事ができている出来高部分をですね、一旦精算いたします、そこで。その分について補助金をもらいまして、残工事分についてはですね、新たに平成30年とか平成31年の事業でですね、対応させていただきまして、国庫負担金を請求するような事務の取り扱いになっていくことと考えられます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 建設課あたりに対してはですね、一旦3月31日で精算をして、国庫補助金あたりをまた新たに再申請するということではありますけれども、農政課のほうはどう対応されるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 基本的な考え方は建設課と同じようなことですが、若干違う部分がありますのでご説明を申し上げます。

先ほど宮本議員のほうから四つの林道、農業用施設、農地、震災対応経営体育成支援事業についてご質問いただきましたが、まず、震災対応の経営体育成支援事業についてです。

これにつきまして、先ほど3月31日まで補助金を振り込まないとだめですよということでご説明申し上げました。もうこれは国の方針として、そこまでに終わらなければ補助金は出さないという方針が決まっています。上益城、特に益城町等でもまだ未竣工のところはかなりあるということで聞いております。上益城としまして、県のほうに、特殊な事情がある分については延長をお願いできないかどうか農水省のほうに協議してほしいということで上益城の5町集まりまして、意見を集約して、県のほうをお願いをしたところで、県のほうが農水省と打ち合わせをされましたが、農水省の考えとしては、やっぱりその延長は特別な理由があってもできないというような回答を受けているところで、町としましては、先ほど申しましたとおり、個別に聞き取り、説明等も行っておりますので、できるだけ年内、遅くとも1月いっぱいには竣工できるように工事を進めていただくというのが大前提になるかと思えます。

それと、農業用施設災害につきましては、もう竣工100%終わっておりますので、これはよろしいんですが、農地につきましても、建設課と同様の考えになるんですが、まだ県のほうも、明らかに残事業については翌年度予算措置をしますという約束はできないということでごございます。基本的に農地についても3月31日までに、町のほうが、これは竣工検査が終わればよろしいので、竣工検査が終わるよう、まだ未着工の箇所等については、請負業者さんと打ち合わせをして、事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。

それと、最後に林道ですが、林道だけが若干特殊な考え方になります。通常、発災しました28年度に予算措置をされまして、それは国のほうが予算措置をされて、3年間で終わらなさいと、国の予算は3年間しかだめですよというような考えなんです。林道につきましては、28年度災害分を28年度に予算措置する分、29年度に国が予算措置する分というのがございます。28年度に予算措置をされたものについては本年度が最後の年、29年度に28年度災害分ということで予算措置をされたものを申請しているものについては来年度が、この次が事故繰りというような形になりますので、林道災害の復旧については、おくれしておりますけれども、また先ほど説明しましたとおり、片方からできないというような状況もあり若干おくれしておりますが、全て災害復旧工事で竣工できるように担当課としては事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） いろいろですね、まだまだですね、今からも大変な時期ではありますけれども、復興に向けてですね、よりよい住みよいまちづくりをですね、皆さんとともにですね、もう議員も執行部も町民もないと思います。これはみんな、復興まではみんな協力していかなと、なかなか前に進まないのが現実じゃなかろうかと思います。

今日は、あればせえ、かればせえと言うとじゃございませんので、確認だけです、言いよりますので、その分ですね、今日は大体議員の職責というとは、いろんなことを追及したりですね、中長期にわたってですね、今後甲佐町がどうあるべきかということを考えていく職責じゃなかろうかと、現状はですね、思いますけれども、今日はですね、この復旧・復興、職員皆さん、もう全体としてですね、もう頑張っておられるとは目に見えています。今日はですね、改めてですね、皆さんに感謝申し上げたいというふうに思いますけれども、今後ですね、いろんな難関に打ち当たると思います。皆さんもですね、健康面、精神面もですね、考慮されたところでですね、復興まで、甲佐町がですね、もとの現状に戻るように、極力頑張ってくださいと思います。

最後に、町長にですね、今まで全体としてお聞きしましたけれども、町長の今後に向けての対応あたりをよろしくお願ひしたいと思います、答弁を。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） また総括のお答えということになりますけれども、宮本議員から現状の状況、それから今後の対応等についての再確認のご質問をいただきました。

ここに至るまで、一応災害復旧の発注についてはほぼ100%の発注状況になっておりますし、工事関係の竣工についても半分以上、大方半分以上のですね、数字が出ております。ここに至るまでには、やはり職員が頑張ったというのはもう当然のことですけれども、その背景には、やはり鹿児島県内の多くの自治体の皆様、そして県内の自治体、そういった職員の皆さん方のご支援なくては、ここにはなかなか至らなかったのかなというふうにも思っております。

それと、いろんな事業をしていく上で、受益者の皆さん方、区長さん、そして地域の皆

さん方、そういった関係者の皆さん方のご協力なしには、やはり事業も進まなかったというふうに思っております。

まだまだ復旧事業を全て終えるまでにはもうしばらく時間がかかりますけれども、とにかくできることを一生懸命やりながら、まずは復旧を全て終わらせて、次のステップの復興に向かっていきたいというふうに思っておりますので、議員各位の皆様方にもですね、引き続きのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。

今日の一般質問はですね、職員の方々、先ほど町長も申されましたように、鹿児島市内から等、いろんな方々の支援を含めて、いろんな多大なるですね、甲佐町に対しての貢献を行っておりますけれども、皆さんと一緒にですね、今後さらなる甲佐町ですね、より一層住みよいまちづくりを目指して皆さんと頑張りたいと思いますので、私のこれで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、4番、宮本修治議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 引き続きまして、会議を開きます。

次に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。では、早速であります。一般質問通告書に従いまして質問を行います。

質問事項は3項目です。第1に、決算の不用額は妥当であるか。第2に、道路整備5カ年計画について。第3に、芝原団地液化化対策の進捗状況はであります。

まずは、決算の不用額は妥当であるかであります。

毎年度9月は決算認定の議会であり、この決算の認定について、議員必携では次のように指摘をしております。

議会は、歳入歳出決算を審査して、認定に関する議決を行うのであるが、決算審査はややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向があるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果を評価する極めて重要な意味があることを再認識すべきである。また、審査の結果は、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきであると述べられています。

歳出の審査に当たっての項で、不用額は妥当であるかについての記載があります。予算は100%執行されたからよいというものではなくて、最少の経費で最大の効果を上げるべ

しとする原則にのっとり効果的な執行が肝要であるとの認識に立って不用額の妥当性が検討されるべきとあります。

そうした理由により、決算の不用額について一般質問に取り上げたところでもあります。

決算については、各会計決算書から主要成果一覧、歳入歳出決算審査意見書や説明書、明細書等、大変大量の資料を見、理解、分析しなければなりません。この資料の分析には、町から議員に渡され、内容をしっかりと確認するには期間も短く、知識や経験が少ない一議員としては、正確にきちんと対応することは本当に困難なことです。

町としても資料作成には大変な労力と時間をかけているかと推測しますが、資料の提出をもっと早くしていただけるようにと考えますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議会資料を早くもらえないかということでございますが、さきの6月議会におきまして、宮川議員からも指摘がありましたので、今回、議会開会の1週間前には各議員の方々へ議案書などをお届けしております。今後ともそのような方向で行いたいというふうに考えておりますが、議会運営委員会の日程によりましては、若干日程が窮屈になるということはご了承いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議員必携にはですね、この議案提出の時期について、次のように述べております。

議員として、開会されて初めて議案に目を通すようでは審議の徹底は図れない。審議の能率化と徹底を図るため、議案や説明資料は議事日程とともに早く議員に配付し、議案事前検討ができるよう議会事務局に手配させることが望ましいと。

私も全くそのとおりであると思います。大変ではあるかと思いますが、改善できるようにされたいというふうに思います。

質問を進めさせていただきます。

決算の不用額は妥当であるかですが、同じく議員必携にですね、歳出の審査に不用額について見るべきポイントが次のように述べられております。

1、予算の目的は十分達成しながら節約によって生じたもの、2、予算議決の時点では予想されなかった情勢の変化による事業規模の縮小や中止によるもの、3、予算そのものの過大見積りによるもの、4、特別理由がないのに執行の時期を失ったもの。

一般質問資料として依頼しました、平成26年度から平成29年度までの款ごとの不用額の一覧があります。お手数をかけておりましたが、最近の4年分を出していただきました。これを見ますと、次の点に気づきます。金額は万の単位までとしています。

平成26年度は、予算現額71億1,627万円に対し、不用額は9,362万円、予算現額に対する割合は1.31%、27年度は、予算現額64億6,473万円に対し、不用額1億9,683万円、予算現額に対する割合は3.04%、28年度は、予算現額167億3,887万円に対し、不用額5億8,353万円、予算現額に対する割合は3.48%、29年度は、予算現額169億8,904万円に対し、不用

額は14億4,052万円、予算現額に対する割合は8.47%となっております。

熊本地震、6月豪雨が発災し、まれに見る二つの災害が平成28年には起こったという特異な時期ではありますが、この4年間の予算現額の合計は473億891万円で、不用額は23億1,450万円となり、4年間を平均した不用額は5億7,862万円となります。一般会計予算現額の4.89%になります。大きな金額ではないかというふうに思います。

平成29年度、各会計歳入歳出決算審査意見書では、不用額の状況として、不用額が大幅に増加した理由として、災害復旧事業の対応など、その影響で業務が多忙になったと考えられるが、通常業務がおろそかになったと思われるのが一部の課において散見されることから、業務遂行には細心の注意を図られたいとあります。

この指摘は大事なことと思いますが、具体的内容には触れていません。この点について明らかにできないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 決算監査の審査結果の報告書ということで報告をされておりますが、それについては具体的なところが示されておりません。各課ごとの審査の中で、そういったところが見受けられたらというふうに思っておりますが、今の段階ではちょっと把握はできてないところであります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） ご指摘をいただいた監査役については、この点はどうでしょうか。おわかりでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 本田代表監査委員。

○代表監査委員（本田 進君） この不用額については、災害関係のやつで、余りにも大きな金額になってきております。しかしながら、通常業務がおろそかになるようなものについては、金額は災害に比べると非常に小さな金額、20万、10万、そういったものですが、それは、その都度口頭において指摘をしております。

例えば、金額が少ないものですが、環境衛生課の13万円の予算現額に対して6万9,000円ほど残っておると。その説明に、河川の水質検査について年2回予定しておったが、業務多忙により1回しか実施できなかったとかいうことですから、そんなことは認められないということになりですね、そのほかにも、緑のプロムナード剪定とか清掃、消毒の20万円現額がありましたけれども、全く不用額として出てきておると。これも、やはり業務多忙によりということですが、年間通してですね、それができないということはないという、そういったさまざまなことについてはですね、その都度各課に口頭で「そういうのはだめですよ」ということを伝えてございます。ただ、この決算審査の意見書の中にはですね、そういった細々としたことについては省かささせていただいております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 監査役のほうからですね、具体的内容について一部触れていただきまして、内容的に確認することはできました。ありがとうございました。

質問を続けていきます。

不用額の中でですね、金額は大きくないんですが、議会費のようにですね、毎年度大きく変化しない金額が不用額として計上されてる項目があると思いますが、この点についてはどう考えるのか、答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 町の予算の計上につきましては、その年度に実施をする事業の見積もりを行いまして予算計上をするわけでございます。その際には、その事業を100%実施するということで見積もりを行います。その後、事業実施におきましては、今議会費ということで申されましたけれども、その中でも、例えば入札等を行いながら事業実施をする場合がございます。その際には、指名業者の方々の競争によりまして入札残も発生いたしますし、例えばまた、参加者数、人数が何人か参加をされるということで見積もりをしてあるときもあります。そういったときには、見積もりについては全員出席というところで行いますので、そのようなときにも欠席者があればどうしても不用額が発生するというふうになります。

次に、不用額がありますので、次の年度に、前の年度で不用額が出たから、前の年度の決算額で予算計上をするというふうになりますと、前年度において入札などで落ちた金額となりますので、次の年度に、今度は事業実施の場合に指名をされた業者が、さらに金額を削減をされるというふうになりますので、場合によっては入札が不調となり、事業実施ができなくなるというようなおそれもございます。

そういったことから、予算計上する場合においては、どうしても見積額により計上することとなりますので、不用額も毎年度同じような額が残るというようなことになろうかというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 続いてであります。平成29年度の不用額についての理由別の分類を出していただきました。このことについて質問いたします。

不用額の理由として、全体として節約及びその他の理由、事業量の減によって生じたものとなっています。町のそれぞれの部署で無駄の生じないよう工夫をされていることに敬意をあらわさなければならないと思います。

どのような節約をされているのか、もっと具体的に説明をいただきたいのですが、この資料の中で、農林水産業費と土木費の項目について、説明をいただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時13分

再開 午後1時13分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 大変失礼いたしました。

5款におきまして、かなりの不用額を出して、農林水産業費におきまして不用額を出しておりますが、まず、5款の中で一番大きな不用額となっておりますのが、5・1・4・19繰越金、これが、強い農業づくり交付金の繰越事業でございます。

この、強い農業づくり交付金につきましては、JAが地震で被災しましたカントリーエレベーターの再編工事を行うということで、JAかみましきの平たん部のカントリーエレベーター、甲佐町が窓口となって国の補助申請を行っております。

甲佐カントリー、御船カントリー、大島カントリー、六嘉カントリー、四つのカントリー、それと大豆の共同乾燥施設、五つの施設の、御船カントリーと大島カントリーにつきましては解体、それと六嘉カントリーにつきましては、現在嘉島カントリーと言われていると思いますが、解体した上で再建、甲佐カントリーにつきましては修理及び機能増強、六嘉にあります大豆共同乾燥施設についても修理・機能強化というようなことで事業を計画され、28年度に国のほうに補助金の申請を行っております。

入札につきましては28年度中に入札を行われておりますが、実際の竣工が29年度になってから竣工をいたしております。事業費が確定しなかった関係で、予算につきましては総額を繰越予算ということで処理をさせていただいております。繰越処理後に竣工しまして、事業費が確定し、入札残の部分についてがほぼ今回不用額として残つとるということで、その強い農業づくり交付金だけで見ましても、10億ほどの不用額が出ているというようなことでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、不用額で、土木費で出ております約1億1,000万円ぐらいの不用額についてご説明を申し上げます。

こちらの主な不用額といたしましては、熊本地震によります復興基金によります被災宅地復旧支援事業の不用額が6,300万円ほど出ております。

こちらにつきましてはですね、平成29年の3月に事業が新しく創設されて、それからの事業対応ということでしたので、補正予算で対応させていただき、100件ほどの問い合わせがっておりますので、全ての被災者の方に対応するために、当初のほうで多く組んで、また平成30年度においてもですね、被災者を救うために、そちらのほうでも組んでおりますが、なかなか申請が思った以上に上がらなかったということで、平成29年度につきましては不用額として残ったような次第でございます。

それと、もう一つ大きな不用額といたしましても、こちらも災害関連地域防災がけ崩れ対策事業といいまして、こちらは激甚災害が起きた年にですね、宅地のある下の崖地が次の降雨などにより再度崩落するおそれがある緊急な場合の事業でございます。

こちら平成28年の繰越事業として予算を計上させていただきまして、そのときの概算事業費で当初予算を組んでおりますが、その後、繰越事業として事業を実施しております。その分の採択要件ですとか事業の工法の変更、事業量の減少などにより不用額が生じたと

いうことになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明ありがとうございます。

ところでですね、一般会計における不用額について今まで質問を幾つか行ってきましたが、特別会計においてもですね、不用額はございます。

国民健康保険特別会計において、国保加入者の医療費については保険給付費からになると思いますが、給付費の支出済額は、平成25年度から29年度を見ますと、25年度が11億2,886万円、26年度が10億7,510万円、27年度、11億5,592万円、28年度、12億3,165万円、29年度は11億7,386万円となっております。不用額は25年度のおよそ3,668万円、26年度、3,471万円、27年度が277万円、28年度が1,421万円、29年度、2,349万円となっております。

私が、平成29年第1回定例会3月議会において、子ども医療費助成で、現在の中学3年生、15歳年度末までから高校3年生、18歳年度末まで広げるよう求めた質問において、町長は「仮に高校生まで対象に入れた場合に、約380万円が見込まれる。今後の検討課題として受けとめる」と答弁をされております。

この380万円は、熊本地震、6月豪雨が発災していない平成27年度保険給付費からすれば0.328%になります。そこまで財政的にも無理をしない金額ではないかと思えます。全国的にも全県的にも、18歳年度末までの医療費無料化の支援は広がっております。子育て支援を一步先へ進められたらどうでしょうか。町長の見解をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 本題の質問に答える前にですね、若干私の考え方を先に述べさせていただきます。

先ほど、決算の重みについてのご質問というか、考え方を佐野議員のほうからお示しをされました。私も平成3年から、皆さん方と同じように議員の時代の生活を送った経験があります。

その際には、決算委員会をつくって、前年度の決算について審査をしながら、意見項目をですね、取りまとめた上で、執行部のほうに提出をしていた経緯があります。ですから、そういった経緯も十分に私も理解しておりますし、決算に対しては、やはり前年度の決算を、翌年度の予算には反映ができませんので、翌々年度の予算あるいは事業の実施のあり方等に反映していかなくちやならないというようなことについては十分認識をしているところでありますので、その点はよろしく申し上げます。

それと、議案の提出の時期のお話がありました。以前は、私が議会にありましたときには、議会の初日、当日に議案書が配付されておりました。なぜかという、日程の中には、土曜日、日曜日に議案審査という日程がちゃんと組み込まれておりますので、その2日間の中で十分議案調査をして本会議に臨むという、そういう対応ができたように思います。

現在は、そういうことの中にも、議員各位からいろいろご意見もいただきましたので、できる限り早い時期に皆さん方のお手元に議案を配付するような手段をとっておりますの

で、1週間前ということであれば、私は十分なのかなというふうに思いますので、その後の訂正等もやはり発生する場合がありますし、その期間についてはですね、是非今のやり方を踏襲させていただきたい、ご理解をいただきたいというふうに思います。

では、ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

子ども医療費助成の対象年齢に係る県内の市町村の状況につきましては、郡内では山都町のみ高校3年生までの支援をやっておられるということでもあります。金額で言うと、議員おっしゃいましたとおり、約380万円ということで以前答えた経緯があります。

ご質問では、要するに不用額を生かしたところで、高校生までの医療費助成ができないかというお話なんですけれども、今、中学生まで医療費というのは、これは一般会計のほうからやっていますんで、これを国保会計の中で対応となると、若干これはちょっと荒っぽいお話なのかなというふうな気がいたしております。

子ども医療については、町民全部でありますんで、国保加入者もそうですし、それから社保、あるいは共済組合加入のところなど、多岐にわたるわけにありますんで、ある意味、国保の加入者よりも、逆にそれ以外の方々の子どもさん方のほうが多いということなので、国保会計の中から充当するというようなやり方はですね、やはり難しいというような思いが強くて持っております。

予算の不用額の考え方になんなんですけれども、先ほどから総務課長も述べましたとおり、あくまでも予算上の数値での不用でありますので、そのままそれが剰余金というような考え方にはつながっていかないという点もですね、是非ご認識をいただきたいというふうにも思います。

今後の考え方についてなんですけれども、この医療費助成事業の対象年齢の拡大といった件については、以前も申し上げましたとおり、現在行っております子育て支援、あるいは人口増の対策など、そういった総合的な施策とやはり照らし合わせた中で判断をすべきだろうという考えを持っておりますので、その件については、今後のやはり課題の一つというふうにとめております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 財源のあり方についてはですね、町長ご指摘のとおりだというふうには思います。その点についてはですね、私も認識をちょっと深めないといけないというふうに思います。

今年7月に発表された厚生労働省の乳幼児等に係る医療費の援助についての調査では、2017年4月1日現在、医療費助成、通院を中学卒業時まで行う市町村が1,500、全体の86%超、そのうち高校卒業まで以上実施する市町村は474となって、前年度より97増えているということで、割合として27%を超えています。今年度さらに拡大が見込まれます。

高校卒業まで、18歳年度末までの医療費無料化は、保護者にとっては安心が得られる一方、乳幼児と比べて高校生は相対的に医療費が低く、拡充しても財政負担は、先ほどありましたように、大きく増えることはないと考えております。町長の「検討される」から、

是非「実行される」に前進することを願うものであります。

この項目について質問を終わらせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問、道路整備5カ年計画についてであります。

現在の甲佐町道路整備計画は、平成26年12月に改定が行われております。5カ年計画でありますので、この期限は平成31年度までとなります。

この計画は、町道と農道が計画され、町道においては、骨格道路と生活道路と区分をされております。私は、町議会議員として初めての平成27年3月定例会において、この甲佐町道路整備5カ年計画に載せてあります町道骨格道路、ランクBの（仮称）乙女橋御船線について一般質問を行っております。

まず、この道路は、御船町内に町道をつくる計画でありますので、御船町との協議が2回程度行われていましたので、協議内容はどうか質問を行っております。

志戸岡課長の答弁は、正式な協議は行ってないが、現在町が実施している町道松ヶ崎妙見谷線の現道の道路拡幅部分のほとんどが御船町内であることから、御船町建設課に出向いて、事業の執行をしていく中で、打ち合わせや情報提供をお願いしている、また、当該路線について、打ち合わせの中で、計画路線付近の道路整備の計画状況、現在の改良工事の施工状況などの情報をお互いに共有するために打ち合わせを行っていると言われています。

質問を行いまして3年半が経過していますが、御船町との協議はどのように進展していますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 仮称乙女橋御船線との、御船町との協議につきましてはですね、今、佐野議員がおっしゃられたとおり、2回ほど協議を行ってですね、その後につきまして、お互いに熊本地震の対応もありましたし、具体的な協議は行ってないところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 平成29年、昨年、第3回定例会9月議会で、荒田議員からの一般質問で、道路整備5カ年計画の進捗状況についての質問に対して、志戸岡建設課長は「御船町は、復興計画の中で新設の道路整備を行うことで掲載されております」と答弁をされていらっしゃいます。この点は、何を根拠にして答弁されたのか、お話しをいただきたいと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 前回の答弁で、荒田博議員の中でですね、御船町の復興計画を見せていただいてですね、そういったうちで計画しております箇所、乙女橋御船線等ですね、道路計画がちょうどダブってございましたので、同じ路線をですね、復興計画の中に取り組みいただいているのだなということで話をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 内容について、私もわかりませんでしたので、一応御船町にも私も問い合わせをしてみました。

御船町の建設課からのですね、私の問い合わせに対する回答では、先ほどお話をされたようにですね、27年度に協議をしているけども、現在は、やっぱり熊本地震の災害復旧対応でですね、通常業務に追われて、町道御船白旗線について何もできてないし、具体的な計画は今のところ何もないというふうな回答でございました。

次に、町道建設の目的は何かということで質問をしましたが、そのとき、その前年度の平成26年度の第3回定例会において、町長は答弁においてですね、町道建設の目的として「乙女台地の開発を誘発する幹線道路」と述べられておりますが、私のそのときの質問で、町長は答弁として「畑地の整備、企業進出の構図が幾つか考えられる」と、「県が工業団地を造成するところはない」と、「具体的な場所について現在はない」と、「候補地になるような場所はあるから調査はする」とございました。

3年半がこれも経過しましたが、乙女台地の開発という点では進捗はありましたでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 震災から2年でありまして、震災がある前も、非常に各企業とも厳しいような状況が続いていたんじゃないかというふうには理解をしています。

ただ、この震災の復旧・復興が進んでいった場合に、必ず注目されるべき時期がくるというふうには思っております。したがって、この乙女台地開発に結びつく道路として、ただいまご指摘の、仮称ではありますけれども、乙女橋御船線の重要性というのはですね、重く受けとめているし、これまで申し上げてきた計画実施については、変わらない気持ちを持っております。

ただ、非公式ではありますが、御船町の町長ともトップ会談もやることも結構ありましてですね、この路線についての重要性はですね、認識していただいていると思っております。その結果が、御船町の震災復興計画の中にも網羅されているというふうに思いますので、その重要度については十分認識を持っておられると思います。

ただ、これもやっぱり相手がいらっしゃることではありますし、本町だけの独断専行ちゅうのはなかなか、御船地内のお話でもありますので、難しいのは重々理解しておりますものの、是非実現させたいという気持ちには変わりはありません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 続いて、質問を進めさせていただきます。

次に、3年半前の質問において、建設費用が1億1,000万でできるかと尋ねておりますが、現在、人件費、資材の値上がりなどが、そういった費用についてはかなり変わってきているというふうに思いますが、現在もこの予算でやろうとされているのか。それと、また財源はどのように考えられているのか、その点に、よろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） おそらくその事業実施をどちらのほうでやるかということで随分お話は変わってくるのかと思います。

本来御船地内の中に道路を建設するということでもありますので、基本そちらのほうで整備を図っていくとは思いますが、当時私が申し上げていたのは、それだけの認知度、重要度に対する認識が、本町と御船町の場合には多分温度差があると。だから、これを埋めていくためには、やはり本町のほうが音頭を取って進めていかないと、この事業はできない。そういう思いがあってこれまで議員各位にも答弁を申し上げてきたところでありませぬ。

事業費については、これは当然ですね、その当時試算しておる金額からすると大きな金額になっているかと思いますが、事業実施に当たっては、まだ今すぐやるということではありませぬけれども、おそらく交付金事業であったり、そういう有利な制度を使いながらの事業実施になるかというふうには思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） なかなか未確定な部分が多過ぎてですね、なかなか答弁にも困られるところがあると思いますが、一応どこから財源を持ってくるかということについてはですね、今の段階ではありますが、町長としてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） ですから、ただいま申し上げたとおり、事業実施をどちらでやるかということだろうと思います。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 質問のまとめ的なところになりますが、平成26年ですね、第3回の定例会においてですね、町長は町道をつくられる理由ということで答弁されているのが、御船インターへのアクセス道路、それと乙女台地開発を誘発する幹線道路というのがあります。

私の反論としてですね、御船インターまでの距離はかなり長く、アクセス道路としての利用価値が少ないのではないかと。それと、町道山出県道線を利用した御船インターへのアクセスもあり、この道路の御船町区域道路を改良すれば、新たな町道新設は必要がないのではないかと。それと、来年にはですね、完成予定の田口橋の改修があります。既に通行可能な城南スマートインターで町道新設は要らないのではないかと。それと、これは財源が不確かなところもありますけれども、財源の根拠がまだまだ不明確というようなところで、町民の理解は得られないのではないかとというようなことを申し上げて、この質問を先に進めさせていただきたいと思っております。

質問項目、最後の項目であります、芝原団地液状化対策の進捗状況はであります。

まずは、住民の声であります。熊本地震により大きな被害を受けられ、そのまま住める状態ではなかったために、やむを得ず新たに新築された方です。

住宅ローンはフラット35、金利は前回建てたときより上がっています。消費税は5%から8%に上がっています。資材も上がっています。建設費用は前回より1,000万アップしましたが、家の大きさは地震前の家よりも小さくなりました。銀行からの融資はできませんでした。液状化の被害に遭っているからで、担保価値がないとの銀行の判断です。地盤を強化する工事の際に産廃、直径50センチくらいの石がごろごろと出てきて、廃棄処理するのに2トントラックで4回ほど運び、費用は約20万円かかり、全て自己負担でした。液状化対策工事もう少しスピードを上げてほしい。この工事が終わらないと外壁工事ができません。空き地の草刈りをきちんとしてほしい。いろんな動物のすみかとなっていて蛇が出てくるなど、子どもがいるので心配です。住民説明会には、この土地の売り主、不動産会社、町を代表して町長に来てほしい。町長には回答を持ち帰るのではなく、町の責任者としてのお話をしてほしいと言っておられます。

平成30年の第1回定例会3月議会においても、この意見に関して質問を行っております。質問の中に、住民の方から、宅地から産業廃棄物が出てきている、家のゆがみを修復する工事の中で地中から出てきた、2月の地元説明会で町にこのことを言ったが具体的回答はなかったと。団地全ての宅地調査ができないのかと。

この質問に対し、志戸岡課長は次のように答弁をされております。

ガラ（産廃）がいつどのように行ったかは不明、事実関係はわからない。造成されたときの施工写真において確認ができない。水道管工事において確認できない。水路工事において床掘りを1メートルするが、ガラ（産廃）は写っていない。造成工事において、ガラ（産廃）は考えられない。今後の対応として、敷地内の試掘調査5カ所程度を計画、配水管移設時、道路を約3メートル掘ることによって、ガラ（産廃）があれば確認できるとの答弁で、全てにおいて産廃に対して否定的なものでしたが、やはり産廃は出てきております。

資料として提出いただいた芝原団地平面計画図に、地中から出てきたコンクリートガラ、玉石と転石破碎、出てきた箇所が3カ所、個数は52個、大きさは2.1メートル、2メートル、1.3メートルなど大きいものが多くあります。

冒頭お話ししました住民の方の宅地整備において出てきた産廃は含まれておりません。この液状化対策工事が出てきた産廃はどのようなものであるのか、説明をいただきたいと思っております。また、この産廃は配水管敷設時に道路を掘ったことで出てきたものでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この芝原団地につきましては、ただいま液状化対策工事を行っております。

ただいま佐野議員のほうからありましたように、液状化対策の中でコンクリートガラなどの埋設物があった場合には、現在の対策工事の中で、配水管敷設工事で道路を3メートルほど掘りますので、そのときに確認できるものと前回答弁をしております。

実際に今回、管敷設工事に当たって床掘りを行ったときにですね、この資料の中の計画

平面図の中で示しておりますとおり、コンクリート塊が発見されております。発見された箇所は先ほどの資料のとおりでございます。約地中の2.5メートル地点から発見がされております。

町の対応といたしましては、廃棄物処理法の規定に基づき、地中から廃棄物が見つかった場合には、その経緯、原因者が不明な場合は、発見者が処理、責任を負いますので、発見されたコンクリート塊などの撤去、処分については、今回の液状化対策の工事の中で対応をし、処理することにしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） この芝原団地では、地震や液状化により被害で多くの家屋が半壊以上の大きな被害を受けていますが、家のゆがみを修復する工事や家の建て替えによる地盤改良の工事で産廃が地中から出ています。

質問の冒頭にお話ししましたある方のお宅では、先ほどもお話ししましたように、50センチぐらいの石がごろごろと出てきて、廃棄処理するのに2トントラックで4回ほど運んで、費用は約20万かかり、全て自己負担となったというお話をされております。

こうした撤去費用については、町からとか何か支援はないのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） そういった民地から出てきた廃棄物の処理の支援ということですが、芝原団地については、町の承認団地でもありますし、造成時には開発指導要綱に基づき助成をしております。宅地造成がなされておりますが、その造成工事においてですね、開発行為の設計基準に基づき適切な工事が行われることの確認、また、コンクリートガラは地表から2メートル以上の地中から発見されているということから、造成工事との関連はないと考えております。

よって、宅地内の調査については、民地でありますので、町が立ち入って調査する範囲ではないと考え、町から助成することは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） この宅地の持ち主の方もですね、自らそういったものを埋めるということは考えられないわけですので、こういうふうにかの建て替えをする際にですね、地盤を強化する工事の中で出てきて、廃棄せざるを得ないわけですが、費用として20万もかかってしまったということですね、なかなか納得されないところもあるんじゃないかと思うんですね。そういったところはですね、もしも検討ができるものであればですね、検討いただきたいというふうに思います。

さきの第1回定例会3月議会の一般質問答弁の中で、建設課長はですね「産廃はあり得ない」と答弁をされておりましたが、まだ液状化対策の工事途中というふうに思いますが、先ほどお話ししましたように、産廃というのが出てきたわけですね。地中に多くの産廃があり、工事において出てきたこの産廃に対して、先ほど認識みたいなことを言われたん

ですけど、それは変わりはないということですかね。もう一度、もう1回、お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほどの答弁のとおりですね、地表から2.0メートル以下の地点で出てきておりますので、町の造成工事あたりで出てきたものでありませんので、そういった補助あたりの考えは持ってありません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） この土地はですね、宅地として整備される前はですね、ゼンリンの住宅地図を見ますと、砂利採取場であったというこは明らかであるわけですが、そのゼンリン住宅地図にはですね、「池」と表示されるほど大きな水たまりがあったというのがあります。砂利採取場から宅地へとですね、整備するにはですね、やっぱりそういった池とか何かも存在していたわけですから、大量のですね、土などを埋め戻す必要があったというふうに思われます。その際にですね、理由としては不明であります、今出土しています産廃が入れられた可能性があるのではないかというふうに思いますが、ほかに考えられることが浮かんできませんが、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） そこは私のほうもですね、そういった経緯は全然わかりませんので、何もわからないということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） じゃあ、宅地になる前は砂利採取場であったということはおわかりでいらっしゃるでしょう。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時47分

再開 午後1時47分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 砂利を採取された後の場所に造成をされたということですけども、それがそのまま地盤が弱いということではないかなというふうには思うんですけども、それまでいろいろのところに至った経緯等について、地域振興課長のほうから答弁させます。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 芝原団地の件につきまして、開発指導要綱に基づく承認団地につきましては、現在地域振興課のほうで業務を取り扱っておりますので、私のほうから経緯だけをちょっと説明させていただきたいと思っております。

現在の芝原団地につきましては、2回にわたり造成工事、宅地分譲がなされております。第1期といたしましては、平成16年12月に完成した、現在で言いますと東側、緑川で言うと上流側、これにつきましては一部農地転用を含んだ開発となっております。高速道路側、西側につきましては、平成20年10月1日に検査が終わっているところでございます。

まず、砂利採取場の跡につきましてですけれども、そちらのほうにつきましては、この開発に伴う開発の事前協議が平成18年11月20日、平成18年になされております。そのときの現状といたしましては、もう既に埋め戻しがなされており、ほぼフラットな状況であったかと思えます。

その後、開発業者の方が造成工事をされますが、主に切り盛り、敷きならし程度の造成だったかと考えております。その当時、今おっしゃられました、池等につきましては、現地では確認はできずフラットな状態の土地であったかと思えます。

この開発指導要綱と申しますのは、本町の移住・定住施策におきまして、宅地開発が欠かせないものというふうにご考慮の中で、宅地開発に当たりますと、都市計画法に基づく都市計画区域の指定がない本町におきましては、1万平米未満の開発につきましては何ら法的規制がない状況であります。このような状況の中、無秩序な開発が行われないように、都市計画法による開発許可基準に準じた開発設計基準を開発指導要綱に設けております。開発指導要綱は、都市計画法による開発基準に準じたものでありまして、あくまでも外形的な基準、道路の幅、または公園の設置、宅地の形態等を定めている基準となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町がかかわりを持った状態のときは、フラットの状態ですね、土地の地中の状況がどうであるかということはどうですか、確認ができないというような状態であったというお話だったと思えます。

それから考えればですね、そこまでに至る段階で、やっぱり実際出ているわけですから、何かのやっぱり地中の中にそういったものが埋められたということが可能性としてはあるというふうに思えます。

甲佐町開発行為等指導要綱、公害防止では、開発行為が完了した後に公害が発生し、その原因が当該開発行為と認められる場合は、事業者の負担で補修及び改善を行うというふうにあります。かなりの年数が経過してですね、原因は確かに突きとめることは難しいかもしれませんが、町としてですね、いわば被害に遭っておられる芝原団地の皆さんにはですね、誠心誠意の対応が必要というふうに思えます。

例えば住民説明会です。住民の方は思っているんじゃないかと。町からはですね、町長に来てもらって、住民の声を聞いてほしいと。即答できないこともあると思いますが、できるだけその場で答えが欲しいと。

町長、この住民の思いに対して、どう思われますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時52分

再開 午後 1 時52分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 佐野議員のほうからいろいろこの件についてはご指摘いただいておりますけれども、町としての、じゃあ責任の所在があったのかどうなのか、この辺については、私はですね、そこまでの責任を負う必要はないと。ただ、心情的な思いは確かにありますけれども、やはり土地を購入された方と、それから要するに売られた売り主のほうとの、当然契約を結ばれておりますので、その中には瑕疵担保責任の期間であるとか特約条項とかいうものが必ず明記されているはずでありますので、その中で、国民の中で、その辺は解決していただくことというふうになろうかと思えます。

町の場合には、町は定住を進める上で、最高100万円の補助金を建てられた方々に対しては交付させていただいているようなところでありますし、先ほどからそれぞれの課長が申し上げましたとおり、開発行為指導要綱に基づいたところの指導をやっている、その中で、要するに地中に埋まっているところまでの確認をするについては、そこまでの責任は町としては負えないということがあろうかと思えますので、町といたしましては、法にのっとったところで、現在工事をやる中で、コンクリートガラ、あるいは雑石等が出ている分については、適切に処分をさせていただくということになろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 時間もございませんので、最後の質問に移らせていただきます。

芝原団地の環境整備につきましては、今年ですね、第1回定例会において次のように指摘しております。

夏場、雑草が生い茂り危険で、環境にもよくありません。住宅地のすぐ横になりますので、整地をされ、危険となる場所は水がたまらぬように埋め戻しをするなど、この敷地に子どもたちが入らないように対策が必要と思えますと。

志戸岡課長は、答弁におきまして「現地を見に行き、危険な状態であることは認識しています」「所有者と御船町と早急に協議をして、対策を考えていきたい」と述べられておりますが、半年たちましたが、何か進みましたでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 芝原団地の横の私有地の穴を掘った後、埋め戻しがされてない土地について、危険な場所についてということですが、子どもたちが入れないような対策が必要ではないかということですが、こちらはですね、地権者の協力とですね、現在対策工事をされております請負業者の方の協力を得て、工事用の事務所が建っております。それと、侵入できないような高さ1.8メートルのフェンスをして、立ち入りが

できないような対策をとっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 改善ができたというふうにですね……。

もう1点ですけども、御船町内にある空き地とは別にですね、団地の西側にもですね、雑草が生い茂る広い空き地があります。ここはですね、甲佐町ですので、ここも環境整備をしてもらいたいと住民の皆さんは願っています。それについてはどうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） その西側の環境整備をしてほしいという場所が今のところ特定できませんので、うちで道路敷きとかですね、そういった公共でなければいけないところについてはですね、対応していきたいと考えております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 現地に行かれたらですね、すぐ確認できると思います。それなりの広い面積でもありますので、結構草が生い茂っていることははっきりわかると思います。是非確認をしていただきたいと思います。

最後になりますが、甲佐町開発行為等指導要綱の第1条に、この要綱に目的について述べられておりますので紹介します。

この要綱は、甲佐町の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な住環境が町民の貴重な財産であることの認識のもとに、開発行為の規制と誘導に関し基本的な事項を定めることにより、町民の健康で文化的な生活の維持及び向上を図ることを目的とするとあります。

この要綱に基づき開発は行われるべきものと考えます。

これをもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） これで、2番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。10分ほど休憩したいと思います。2時10分から開会したいと思います。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発言取消申出書について

○議長（緒方哲哉君） ただいま、西坂和洋議員から、本日9月10日の一般質問における発言について、甲佐町議会会議規則第63条の規定によって、お手元に配付しております発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

皆さんにお諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。お手元に配付してあります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ご異議ありませんね。ご異議なしと認めます。

よって、西坂議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

日程第2 同意第2号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を
求めることについて

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、同意第2号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（井上幸介君） それでは、同意第2号について、ご説明申し上げます。

同意第2号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き、同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、美濃田恵一。■■■■■■日生まれ。

平成30年9月7日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、現委員である平野啓治氏が、平成30年9月30日で任期満了となるためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明を申し上げます。

今回、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任のご提案をいたしております美濃田恵一氏は、平成25年4月から現在まで、上早川1区の嘱託員として長年にわたり町行政の円滑な運営のためご尽力をいただいているところであります。

このように、氏は、地域からの信頼も厚く、地域行政に対する豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任をしたいので、議会の同意を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。同意第2号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き、同意を求めることについて、この美濃田恵一氏はですね、今説明がありましたように、長年上早川1区の囑託員としてもやられてきておられます。私は適任と思い、これに同意をいたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、同意第2号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き、同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時17分

日程第3 認定第1号 平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、認定第1号「平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 認定第1号についてご説明申し上げます。

資料のほうをお願いいたします。認定第1号、平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。平成29年度歳入総括表です。説明は、款と収入済額を読み上げます。

款1 町税8億7,774万9,283円、款2 地方譲与税5,935万7,000円、款3 利子割交付金123万2,000円、款4 配当割交付金171万3,000円、款5 株式等譲渡所得割交付金244万6,000円、款6 ゴルフ場利用税交付金1,159万9,600円、款7 地方消費税交付金1億9,371万5,000円。

次のページをお願いいたします。款8 自動車取得税交付金1,449万1,000円、款9 地方特例交付金564万5,000円、款10 地方交付税25億5,467万5,000円、款11 交通安全対策特別交付金90万8,000円、款12 分担金及び負担金9,285万9,070円、款13 使用料及び手数料4,111万

7,007円、款14国庫支出金22億7,107万15円。

次のページをお願いいたします。款15県支出金31億3,658万8,300円、款16財産収入850万1,209円、款17寄附金2,354万5,445円、款18繰入金 3 億1,888万619円、款19繰越金 6 億6,045万6,022円、款20諸収入 2 億5,600万5,065円。

次のページをお願いいたします。款21町債16億9,564万2,000円。

歳入合計です。収入済額122億2,819万5,635円です。

次のページをお願いいたします。歳出総括表です。歳出につきましても款と支出済額で説明いたします。

款 1 議会費7,937万8,462円、款 2 総務費12億5,787万8,463円、款 3 民生費20億2,702万1,024円、款 4 衛生費23億8,172万7,744円、款 5 農林水産業費23億8,209万4,551円。

次のページをお願いいたします。款 6 商工費4,808万8,168円、款 7 土木費 7 億7,835万9,705円、款 8 消防費 2 億8,397万4,995円、款 9 教育費 5 億19万2,573円、款10災害復旧費10億8,379万875円。

次のページをお願いいたします。款11公債費 7 億9,476万3,864円、款12諸支出金及び款13予備費は支出済額 0 です。

歳出合計116億1,727万424円になります。歳入歳出差引残額が 6 億1,092万5,211円、このうち基金繰入金が 2 億1,700万円です。

平成30年9月7日提出、町長名です。

205ページをお願いいたします。205ページです。よろしいでしょうか。

実質収支に関する調書です。区分、金額でご説明申し上げます。

1、歳入総額122億2,819万5,635円、2、歳出総額116億1,727万424円、3、歳入歳出差引額 6 億1,092万5,211円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)は省略いたしまして、(2)繰越明許費繰越額8,233万2,000円、(3)事故繰越繰越額9,571万3,000円。小計です。1億7,804万5,000円です。

5、実質収支額 4 億3,288万211円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 2 億1,700万円です。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました 2 億1,588万211円が次年度への繰り越し額となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず歳入から、款 1 の町税から款13使用料及び手数料、15ページから27ページ中段まで、何か質疑ありませんか。15ページから27ページ中段です。町税から使用料、手数料です。15ページから27ページです。款 1 町税から款13使用料及び手数料です。15ページから27ページまで、何か質疑ありませんか。歳入の款 1 町税から款13使用料及び手数料の15ページから27ページ中段まで、質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、款14の国庫支出金から款15県支出金、27ページの中段か

ら47ページ中段まで、27ページの中段から47ページの中段までです。款14の国庫支出金から款15県支出金、27ページ中段から47ページ中段まで、何か質疑ありませんか。27ページの中段から47ページの中段までです。国庫支出金から県支出金、27ページ中段から47ページ中段まで、何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 40ページは対象のページだったですね。

○議長（緒方哲哉君） はい。

○2番（佐野安春君） この中に、地域支え合いセンター運営事業補助金というのが掲げてありますが、この地域支え合いセンターというのは期限つきなものなのか、当面ずっと継続的に事業活動を展開されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、地域支え合いセンターについてご説明申し上げます。

地域支え合いセンターについては、熊本地震発災後、仮設住宅等、また、みなし仮設住宅等に住まわれる方、または在宅等におられる方に対して支援の手を差し伸べるということで、東北の地震の例によりまして設置されております。

今後の継続の予定としましては、これからまた来年度予算につきましてですね、県を通して内閣府のほうに協議を進めていくということでございますけども、来年度は災害公営住宅ができて、そこに入居される方がいらっしゃいますけども、まだ残り、自宅再建とかで仮設住宅等に残られる方もいらっしゃいますので、来年度いっぱいまではですね、また継続して、支え合いセンターの人員の規模は縮小するかもしれませんが、支え合いセンター自体は来年度までは続けていきたいというふうに考えております。それ以降のことについては、またその状況に応じてですね、来年度判断するということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 関連であります。支え合いセンターはどれぐらいの人員でできていますかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時31分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 支え合いセンターの人員体制でございますけども、センターの運営は甲佐町社会福祉協議会に委託して行っておりまして、今のところ、主任生活相

談員が1名、生活支援相談員が8名いらっしゃいます。うち常勤が4名、非常勤が4名です。事務員が常勤が1名、それと事務員の非常勤が1名、それと、そのほかにですね、各乙女、白旗の仮設住宅のほうにですね、その住民の方に一応補助員という形で非常勤でなっていておられます。8名の体制で行っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、款16財産収入から款21町債まで、47ページの中段から65ページまで、47ページの中段から65ページまでです。何か質疑ありませんか。財産収入から町債です。款16の財産収入から款21町債。47ページの中段から65ページまでです。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 56ページにですね、町営バスの運賃収入が上げてありまして、決算の審査意見書の中にもですね、この町営バスについて載せてあります。

監査役からはですね、旧態依然の運行ではなくて新しい方法でやり方を検討されるよう要望するというふうな意見がありますが、この町営バスのあり方についてですね、何か検討されているのかどうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（一圓秋男君） 今、町営バスの今後の運行というか、方法ということのご質問ということでございます。

町営バスにつきましては、対象地区の高齢者、免許取得者の増加等によりまして、利用者は年々減少しております。赤字経営というふうな状況ではございます。また、本町におきましては、この町営バスだけではなくて路線バスも走っております。その路線バスの状況につきましても、利用者が非常に減っているという状況もございます。現在、民間のバスの運転手不足も懸念されている状況ではございまして、本数も今後減る可能性もございます。

全体的に見まして、町の全体の公共交通の再構築あたりを今後検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今の段階では何か具体的な改善策はないということですね。

○企画課長（一圓秋男君） はい。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。47ページの中段から65ページまでです。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳出に行きます。

歳出のまず初めに、款1議会費からいきたいと思います。67ページです。議会費、67ペ

ージ、何か質疑ありませんか。款1の67ページ、議会費です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんようです。次に行きます。

款2総務費、67ページから97ページまでです。総務費、67ページから97ページです。何か質疑ありませんか。款2の総務費について質疑伺っております。67ページから97ページです。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 70ページのですね、ふるさと甲佐応援寄附金返礼品というのがございますが、返礼品というのはどういうふうにしてされているのか、どんな品物があるのか、ご説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） ふるさと納税に関しまして、返礼品はどのようなものかということですが、まず主に、甲佐町では「こうさんもん」の認定事業を行っております。その中の商品及び各町内事業者にて、説明を行いまして、応募していただいた商品を返礼品として取り扱っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） その返礼品がどういうものがあるかというのを、そこをもう少し。どういうものを贈っているかということで、返礼品全般でなくて、こういうのが返礼品ですよ。

○地域振興課長（北畑公孝君） 銘柄。

○2番（佐野安春君） うん。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 返礼品につきましては、食料品といたしまして、鮎の甘露煮やそう川そうめん等も取り扱っております。また、甲佐町には、ろくじ館がございますので、ろくじ館のセットという形でも返礼品を取り扱わせていただいております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。67ページから97ページです。総務費です。ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） じゃあ、次に、款3民生費、97ページの下段から115ページまでです。民生費の97ページ下段から115ページまでです。何か質疑ありませんか。民生費、97ページの下段から115ページまでです。民生費です。質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 108ページ、人権啓発活動補助金350万円、内容について説明ください。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 人権啓発補助金について説明いたします。

2団体、全日本同和会甲佐支部、解放同盟甲佐支部に175万円を各々支出をしているというところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 今のところで、それは町はどういう考え、どういう方針で、この2団体にこの補助金を出されておられるのか、町の考えを聞かせてください。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） お答えします。

2団体に昭和54年からですね、交付をしているところでございます。県下の対象地域のある市町村ではほとんど支出をされてるところでございます。それに伴ってですね、あとは人権関係の勉強をですね、地域の方たちにも一生懸命していただくということでですね、支出をしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。民生費です。97ページから115ページです。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、款4衛生費、115ページ下段から129ページ上段まで。衛生費の115ページ下段から129ページ上段まで、何か質疑ありませんか。衛生費です。115ページの下段から129ページ上段までです。衛生費について伺っております。115ページ下段から129ページ上段です。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようですので、次に進みます。

次に、款5農林水産業費、129ページ中段から143ページの上段までです。款5の農林水産業費、129ページ中段から143ページの上段までです。何か質疑ありませんか。農林水産業費です。129ページ中段から143ページ上段までです。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 136ページですね、負担金、補助金及び交付金というところで、集落営農組織育成補助金というのがここに上がっています、16万か、これについて質問いたします。

これは各営農組合に2万円だというふうに思いますけど、8組織でかな、その辺間違いないですかね、ちょっと確認です。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 集落営農組織育成助成金16万円ということで、これにつきましては、1団体2万円を限度額としておりますので、8団体の2万円の16万円ということになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） じゃあ、もう一つ、その上の生産組合補助金、これはどうなっていますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時47分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 大変失礼いたしました。

生産組合育成助成金、集落営農組織育成助成金、両方とも1団体当たりの上限額を2万円としておりますので、生産組合育成助成金につきましては、10団体の2万円で20万円ということになります。

以上です。失礼しました。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 金額云々ということをお願いたくないけども、結局営農組合で2万円、それから生産組合も2万円、上限が2万円と。

でですよ、以前にも言ったかもしれんけど、営農組合組織なり生産組合組織なりというのは、やはり今後私は必要じゃないかというふうに思っているんですよ。というのが、法人化になっているところは、もう法人さんがある程度頑張ってやっていかれるからいいんですけども、そういうところがないところですね。地域名を出していいのかわからんけども、寒野あたりが以前から営農組合をつくってどうこうということで、町のほうにも相談はあつてるといふふうに聞いてますけども、いまだかつて法人組織はできてないというような状況。寒野に限らず、ほかにもまだそういうところがあるということだと思いますけど、町としてその辺の考えはどう思っておられるのか、担当課長のご意見をお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 担い手、地域の農地を守る中核となるような農業者がおられるところはいいんですが、ただ、おられても、その地域全体の農地を守るというのは非常に難しいと。となると、やはり各地域で、営農組合であったり生産組合であったり法人をつくっていただくと。地域で、みんなで地域の農地を守っていただくというのが最終的なことになるのかなというふうには考えております。

また、最終的に、できれば法人を目指していただきたいんですが、何もない各個人の集まりからいきなり法人を立ち上げるというのは非常に難しいものがあるのかなと。これまで法人の組織ができましたところも、生産組合なり営農組合なりがあつて、法人へ移行と、両方存続している地域もありますが、法人化の前段として営農組合なり生産組合なりをつ

くっていただいて、地域の農地をみんなで守るんだよというような意識を持っていただいた上で法人化に移行するのが一番いいのかなというふうに担当課長としては考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） であればですよ、であれば、この補助金の2万円というのがね、私には理解できない。

というのが、法人さんはですね、頑張って利益を上げられると。そして経営をやっているという組織なんです。営農組合というのはそうじゃないんですよ。利益を上げられないというような組合。そういう組合が「さあ、やってください」って言われても、それじゃ、自分から、自分たちが金を出し合ってそういう組織を運営せんといかんかというようなところも出てくると思うんですよ。

ですから、その上限は2万円と、いろいろ考えてやっておられるんでしょうけども、その辺はもう少し、今からそういうふうに担当課長として考えておられるのであれば、少しその辺も考えていただけないかなということです。

それと、もう一つ、別ですけど、法人に関してですけども、法人に関しての補助金、20万か何ぼかやってるのは、町がやってるのは、もう今年ぐらいで切れるんじゃないかなと思うけど、その辺はどうなってますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） まず、法人のほうの補助金についてご説明申し上げます。

法人に対する補助金につきましては、初期運営費用ということでございますので、設立から3年間、29年度でファーム吉田を除く全ての法人が3年目ということで終わっております。ファーム吉田が30年度まで補助対象に残ると。1年おくれて設立をされておりますので、30年度まで補助対象で残るというようなことでございます。

それと、生産組合、営農組合の助成についてですが、組織の育成も当然ですが、なかなか補助金を出します場合に、確かに利益は上げられませんが、作業の受委託等をされますので、費用に見合う経費は当然お願いされた方から取っていただくのと。町のほうが出しております補助金につきましては、会議であるとか研修費、それらの事業に要する費用がなかなか捻出が難しいだろうということで、その経費に充てていただく費用ということで2万円を上限に支出をしているところです。金額については検討をさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。農林水産業費です。ありませんね。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 今の負担金、補助金のところですけども、農機具導入補助金852万8,000円ですが、当初予算からすると150万ぐらい下がっているのかなと。申請から支払いまでの流れもあるんでしょうけども、途中で駆け込みとか、そういったものはなかったのかなというふうに思ったものですから、ちょっとお尋ねですけども。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後2時54分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） たびたび休憩をとりまして申しわけありません。

1番議員、山内議員からご質問の農機具導入補助金でございますが、予算措置をする時点で、予算編成の時点です、希望される団体から見積書を添付していただいて予算要求をしております。事業実施に当たっては、改めて3者見積もりを各団体にとっていただきます。当初町が予算のためにとった見積もりよりも下がっている団体等もありますので、結果として予算残が出ているというようなところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 駆け込みはということがありましたが、県の補助に乗らない限り、町担事業におきましては、当初の見積もりをいただきました団体のみに補助をしているということでございます。

以上です。失礼しました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

じゃあ、次に、款6商工費です。商工費の143ページ中段から147ページの中段までです。143ページ中段から147ページの中段までです。商工費です。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。148ページでございます。

○議長（緒方哲哉君） 147ページまでです。

○5番（福田謙二君） ばってん、こら商工費、やな場のほうは。これは入らんですか。

○議長（緒方哲哉君） いやいや、結構です。入ります。失礼しました。どうぞ。

○5番（福田謙二君） 148ページの一番上でございます。

○議長（緒方哲哉君） はい、わかりました。

○5番（福田謙二君） やな場厨房機器ですね、この150万というのが、これは備品購入としてありますけども、これは壊れたからかえたのか、それとも定期的にこれはかえなくちゃいけないのか、そして、その備品はどういう種類のものがあつたのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 備品購入のやな場厨房機器ですけれども、これにつき

ましては、業務用の保冷库、冷蔵庫の購入となっております。これにつきましては、購入から耐用年数が過ぎておまして、故障がちということもありましたので、新たに購入させていただきます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに商工費について質疑ありませんか。ありませんね。143ページの中段から148ページの上段までです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでありますので、次に、款7土木費、148ページから159ページ上段までです。土木費に対します質疑はありませんか。土木費、148ページ上段から159ページ上段までです。土木費です。148ページから159ページ上段までです。何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということで、次、款8消防費の159ページの中段から165ページまで、何か質疑ありませんか。款8の消防費です。158ページの中段から165ページまでです。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 消防費のですね、関連でお尋ねしますけども、よろしいでしょうか。

毎年ですね、夏のほうに郡大がありますけれども、ここ2年連続ですね、消防の郡大の中で、選手といいますか消防団員がですね、熱中症等あたりで倒れて救急車を呼んでるような状況が2年連続続いております。ここ最近のですね、夏の異常な暑さという部分で、慣れない活動服での日中のことになりますので、活動服の生地自体がですね、結構厚めの生地だったりもするものですから、そのあたりを式典中はですね、Tシャツ等、そういうのを、軽装といいますか、そういうふうに変更ができないか。県大もありますものから、どうしても夏がしないといけないというのは、やっぱ例年その時期になってしまうと思いますので、そのあたりも各郡で、今後そういうことがないようにといいますか、毎年起きないようにですね、協議していただければなと思います、そのあたりどうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 消防の郡大会等の時期の問題ですが、まず、時期につきましてですね、今年が操法の年ということで、全て小型動力ポンプ、それとポンプ車、全国大会につながる大会になりまして、全国大会が10月もしくは11月ぐらいに開催をされます。それに合わせたところで県大会が9月と。その前に郡大会、町の大会というふうになりますので、郡の大会についてはですね、どうしても夏場の時期になるのかなというふうに思っております。ここについてはなかなか変えるところが難しいのではないかなというふうには思っております。

それと、服装ですけれども、現在、活動服ということで長袖の服と若干生地的にも厚い

ような状況で、今、冬場においても同じような兼用ということで着用して活動をしていると。式典のときはですね、一応式典ということで、全ての団員が服装をそろえるというようなことで、その活動服になっているんだろうというふうに思っております。

全体的な服装等についての運用につきましては、団のほうでの考えもあろうかと思いますので、そこについてはですね、団のほうと協議をしてみたいというふうには思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、消防費です、質疑ありませんか。ありませんね。

福田議員。

○5番（福田謙二君） これは166ページでよかったですかね。用地……、2,276万あります。これはどこを買われたんですかね、すいません。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 用地取得費2,276万円についてですけれども、これにつきましては、今、役場東側に災害公営住宅、防災公園、子育て支援住宅という整備を行っております。その部分の防災公園に当たる部分になります。

以上です。

○5番（福田謙二君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに消防費について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に……。

執行部から答弁の訂正の申し出がありました。これを許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） すいません。先ほど観光費の中で、5番議員、福田議員から厨房機器の購入ということでご質問いただきましたところ、私のほうで、機器につきまして冷蔵庫等と申しましたけれども、申しわけございません、食器洗浄機になりますので、訂正いたします。申しわけございませんでした。

○5番（福田謙二君） 150万もかかったですか。

○地域振興課長（北畑公孝君） 大型の食器洗浄機を購入しておりますので、はい。

○議長（緒方哲哉君） 消防費は終わりました。

次に、款9教育費に入りたいと思います。166ページから191ページ、教育費の166ページから191ページまでです。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） ちょっとわからないから聞きます。

170ページの委託料のところですね、地域おこし協力隊募集委託料というのがありますが、これはどういうことでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） お答えいたします。地域おこし協力隊の募集委託料につきましては、今、甲佐高校で公営塾を開設していますが、そのスタッフの募集の委託

料の3名を……、これに基づきまして3名委託をしております。

以上になります。雇用しています。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 委託料ですか。募集するのにかかった金、どっち。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 募集をするのにかかった費用になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） じゃあ、実際その下のほうにある380万というのが、その人たちのという、違う。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） その下といいますか、19の負担金補助及び交付金の活動助成金につきましては、3名が公営塾を運営するに当たっての活動費になりまして、この地域おこし協力隊の費用といいますか謝金につきましては、前のページになります、報償費の192万円が給与という形で支払うような形になっております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 非常に、いろいろそういうことになってるなら仕方ないと思うけど、募集するのに200万かかるでしょう。そんなに200万、募集するのに200万かかるのかなという単純な気持ちなんです。で、報酬が190万。募集するほうが高いというのは、素人考えで申しわけない、本当勉強不足だけど、その辺をもう少しこう、そういうやり方しかないとしか言わんだらうけども、ちょっと教えてくれんかな。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） まず、金額が給与のほうが安いという部分については、これにつきましては、募集を行ったのが5月から募集を行いまして、正規採用したのが11月に2名になりまして、1名が1月からということで、年度途中からの雇用になっておりますので、金額的な部分が若干安くはなっております。

また、委託につきましては、自分たちだけではなかなかですね、全国から募集も厳しいですので、業者を入れまして、全国各地からの条件に合った者の募集、また面接ですね、その辺を行っておりますので、この費用という形になっております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） そういう業者さんちゅうかな、そういう人に頼まんとこういうことはできんのかな。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 自分たちです、行くべきところではありますけども、なかなかそのノウハウ等がですね、自分たちにもありませんでしたので、業者の委託をして、業者の力を借りながらノウハウを得たところがございます。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） そうであるならば仕方ないけども、行政全体に関してだけど、やっぱり何ちゅうかな、自分たちのする仕事について、そういう業者さん任せの、計画を立ててもらって、それに合わせて云々というのが非常に私からするとまずいんじゃないかなというふうに考えます。やっぱり自分たちがどうしたいんだと、だからこういう人を選ぶんだというところでやってもらいたいと、私は個人的には思うんだけど、教育長、その辺どういうお考えですか、教育長。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 議員ご指摘のとおりだというふうに思いますが、全国にですね、募集をして、これは地元の者ではできないものですから、全国に募集をしたということで、全国に募集するノウハウというのがなかなかなかったということと、仕事紹介のいろんな媒体が今テレビなんかでもCMが流れているようなものがありますけども、そういうものにも複数掲載をしてもらったりとか、そういうことがありまして、なかなかできなかったと。ただ、できる範囲ではですね、その努力を、議員ご指摘のとおり、行っていくべきだというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 宮川議員が指摘されているのは、要するに委託に偏り過ぎるなと、だから、自分たちでできることはやるべきじゃないかというようなご意見だろうと思います。ただ、専門的なものとかですね、どうしてもうちの職員では対応が難しいような案件等については、これは委託に頼らざるを得ない部分もありますので、その点はですね、ご理解いただきたい。基本自分たちでできるものは自分たちでという気持ちには変わりありません。

それと、これは甲佐高校の魅力化の支援事業とセットのやつでありますんで、その辺については、若干高額ぎみになる部分もあるかもしれませんが、相対的、総合的な判断で今回やらせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

本田議員。

○11番（本田 新君） 甲佐高校の魅力化で、29年度はですね、この予算が決算がされており、30年度では1,700万近い予算も計上されております。

そこで、甲佐高校の学力の向上を目指しておられる。あと、これは町民のですね、中学生の保護者の方、具体的には保護者の方の意見として「いや、高校はわかった」と。「じゃあ中学校はどうなっているんですか」というところになってきてるんですよ。それについては、中学校の学力、とりわけ中3の受験生に対する学力についての教育委員会の考え方についてお聞かせください。決算とはちょっと飛んでますけども、願います。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 小中学生の学力についての県下学力トップを目指すというかけ声を浸透させておまして、これに向けて、それぞれの学校で県の学力調査の結果、もしくは全国学力テストの結果等を分析しまして、各教科ごと、そして各学年ごとの課題点を分析して、その対策をとっているところでございます。

特に、中学校につきましては幾つか課題点もございますので、夏休み中は甲佐未来塾という特別授業をですね、実施をしたところでございます。

そのほか、中学校におかれましては、特別に研究を、学力の向上について研究は継続して進められているところでございまして、町としてそれを支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 29年度のことで、もう一つ尋ねるのならば、我が町は28年度、まあ、はっきり言いまして、上益城郡内、28年に熊本地震に震災を受けたということであって、中学生、特に小中学生もそうですが、特に中学生の受験生あたりにはかなり負担がいったんじゃないかなと思っておりますけども、その点、受験等見た場合、何かしわ寄せと言ったらあれですけど、何かそこであったのかなかったのか、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 熊本地震があったことによる中学生の受験への影響ということでございますけども、これはなかなかはっきりとですね、あ、これは地震の影響だったという特定することは難しいかと思えますけれども、ただ、生徒たちの心の中でのですね、恐怖心とかいろんな揺れあたりを考えますと、学力ということではないかもしれませんが、子どもの発達に大きな影響はあったんだろうというふうに思っております。

特に、中学生につきましては、乙女小学校が1年間、間借りをさせていただきまして、その間、一定の負担は中学校にはあったんだろうと。ただ、乙女小学校の生徒と一緒にあったことで、いい面もですね、多々あったんだという話は校長からも伺っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） すいません、中学校のことが出てましたので、関連でちょっと、直接決算に関係ないですけども、この主要成果一覧にも書いてあるところでですね、最近

議員さん方もなかなか中学校のことについて質問なさらんもんだから参考までに聞くけど、いじめ、不登校等について、今の現状、どういう現状になっているのかということ参考までにお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） いじめ、不登校についての今の現状をお答えしたいと思います。

今の学校教育課で把握している分の不登校については、小学生が2名、それと中学生が、不登校ぎみまで入れまして、今3名という形になっています。

いじめにつきましては、いじめが多少あっておりますけども、各学校で早期な対応をしていただいて、それぞれ保護者と対象者とで話し合い等ですね、解消に向けてというか、解消をしているところでございます。

また、不登校については、昨年29年度から不登校対策委員会を立ち上げて、各学校の情報提供、また情報の共有化をしながら、今後の対応に当たっているというところになっております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） もう一つ、以前、先生が不登校だというようなことがこの議会でもなったけども、その辺は解消しているんですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 以前そういう話があったということは自分も聞いておりますが、現在は、先生方にはそういう先生はおられません。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 最後、もう一つ、じゃあ、これも以前の話、私がここで言ったかな、どうかわからんけど、駐輪場に防犯カメラをつけてというようなことを言ったけど、今それはどういうふうになってるか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 中学校の駐輪場の件だと思いますが、それについては予算残等が若干ありましたので、中学校に設置をしているところでございます。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） つけてどうだったのかというのを聞きたいんだよ。なくなったのか、まだあるのか。それをつけたことによってどうなったか、そこを教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 防犯カメラをつけた後の結果というか効果ということですね。効果につきましては、今の段階について、学校から自転車等のいたずら等については聞いておりません。宮川議員おっしゃったとおり、防犯カメラをつける前はですね、

若干いたずら等があったという話は聞いておりますが、今現在は聞いていませんので、効果はあったものと考えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。教育費について質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、款10災害復旧費から款13予備費までです。災害復旧費、款10から予備費まで、193ページから203ページまでです。193ページから203ページまで、何か質疑ありませんか。災害復旧費から予備費まで。193ページから203ページです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

最後に、平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算全部について、何か質疑ありませんか。歳入歳出決算全部についての質疑はありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 主要施策成果とか、そういった問題からも出していいんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 関連していればいいです。

○2番（佐野安春君） 財政的な問題にはちょっと関係が薄いかもしれませんが、主要施策成果についてですね、総論ということで被災自治体の財政負担の軽減の問題に触れておりますが、財政的にはですね、依然として予断を許さない状況であったというふうにあります。県、国からの支援策ですね、についての見通しといたしますか、そういった面はどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 熊本地震に対する支援策はということでございますが、これまで28年発災から平成29年度末、それと30年度にかけて、いろいろ国のほうからの支援策が出ておりますが、新たな支援というものは最近では見受けられないというふうに感じております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 熊本県が基金を設けましたですね。その中から町としても、ちょっと今見つけきれないんですけど、幾らか基金ということで持っておられると思うんですが、その基金のこれからのあり方というか、使い方というか、そういったことは何かあるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 今議員おっしゃったものは、県のほうにあります復興基金の中から、各被災の自治体のほうに創意工夫分ということで交付されたものだろうと思います。

甲佐町のほうには約2億3,000万ほど交付をされておまして、現在使っているものが、

29年度ですと、被災管理台帳システム、これと、それと震災の記録史に活用をしております、29年度ではですね。

それと、今年度におきまして、災害公営住宅に係ります用地費でありますとか補償費についてが補助の対象になっておりませんので、そちらの用地購入費、それと補償費に活用するようにしております。

それと、同じく29年度に使用しました被災管理台帳、こちらのほうのシステムの維持費ということで活用するようにしておりますが、まだまだ金額としては活用が、2億弱が残っているような状況でございます。

ただ、県のほうのこの復興基金の創意工夫分の使用についてが、補助がないもの、それと起債を借りられないものというような制限があつておりまして、なかなか活用しようと思ひましても、そういったものがございませぬので、今苦慮しているところではあります。ただし、この基金についてはいついつまで活用しなければならないというようなものは示されておられませんので、今、基金として管理をしております、今後そういう活用できるような事業等があればですね、復旧・復興に係るような事業ということになります、そちらのほうに活用していきたいというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、この予算全部について。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 川平キャンプ場にちょっと質問させていただきます。

今ここの利用状況としてですね、地震前と今、地震後ですね。今、実際道路が通られない状態ですけども、問い合わせがあつた場合に、どのような対応で、申し込みがあつた場合ですね、対応されているかをちょっと。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 川平キャンプ場につきましては、平成28年の8月にですね、地質調査をしまして、現在はもう完了しているところでございますけれども、2月からですね、貸しつけたということでございますので、現在は増えてきております、今、夏休みにかけてですね。ただ、今、辻線のところの崖崩れで通れない状態になっておりますので、利用者の方はですね、砥用のほうから回っていただいとというようなことはですね、申し込み時にお話をしておりますので、若干そういった関係で減るのも予想されるというようなことでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、予算全部について質疑はありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 主要施策成果について、ページの11ページに、町の公式ウェブサイト、ホームページのことが記載があります。

それで、アクセス数がですね、かなり増えておるといふようなことが載っておりますが、250万件というところでですね、かなり、多いのか少ないのかちょっと私も検討がつかないところがありますが、このホームページのですね、魅力アップについて、何か具体的にされて

いるのか、検討がこれからあるのか、そういったものについてはいかがでしょうかね。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 町の公式ウェブサイト、ホームページですけれども、主要施策のほうにも掲載させていただいておりますが、通常のホームページの画面のみならずですね、現在SNSとしてフェイスブックやインスタグラムを運用しております。これについては、最新の情報をですね、随時フェイスブック、インスタグラムのほうで発信し、町のホームページへのアクセスの増加を図っております。

また、町のほうですね、町の観光名所を印刷した名刺がございます。その名刺の台紙の裏にですね、QRコードというやつをつけております。そこのほうを携帯電話、スマホでクリックしていただければ、甲佐町のホームページのほうに自動的に飛ぶような仕組みで町のホームページを見ていただくと、誘導するような形もとらせていただいております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 各自治体ですね、ホームページを見ますとですね、私は結構進化していると思うんですよ。やっぱり動画とかですね、やっぱり画面が幾つも変わったりですね、いろんなところに進んでいけるようなですね、そういった意味では、ホームページの甲佐町の今の内容を見ますとですね、まだまだですね、魅力をアップする余地は十分あるのかなというふうに思います。

やっぱり自治体のホームページにアクセスをいただくということは、それだけ町に対して関心があるというところがあるかと思うんですよ。そういったところは、また、ふるさと納税のアップというところもつながるところもあるかと思うんですが、そういった意味で、やっぱりこの町のホームページのですね、魅力アップをですね、是非進めていただきたいなというふうに思いますが。

○議長（緒方哲哉君） ほかには質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということであります。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 平成29年度一般会計決算に反対討論を行います。

款、民生費、目、地域改善対策費については、賛成できません。特に、人権活動補助金350万については、以前から指摘していますが、やめるべきだというふうに考えます。

地域改善対策費の根拠となっていた地域改善対策特別措置法は、2002年、平成14年に終わり、既に16年が経過しております。

人権活動補助金350万は、例年どおり部落解放同盟甲佐支部と全日本同和会甲佐支部への補助金です。部落解放同盟は、2009年の全国大会で採択された部落解放同盟行動指針に

において、自主財源を基本にした会計、財政の運営や説明責任に応える公正で透明性のある組織運営を行うようたっております。

補助金が交付される団体に対し、自らの力で活動資金を確保し運営を行う努力を促すべきと考えます。

また、平成28年12月施行の部落差別の解消の推進に関する法律は、財政出動を求められておりません。

法務省が、平成25年に人権侵犯事件について統計をとっております。内容は、暴行、虐待、プライバシー侵害、労基法違反などの労働問題、差別待遇、強制・強要などですが、同和問題に関するものは106件、統計総数1万6,059件の0.66%であります。

人権問題は重要であります。しかし、補助金のあり方は考え直さなければならないと考えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 認定第1号、平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算でありますけれども、ただいま2番議員より反対がありました。しかし、地域改善のこの350万に対する考え方には、それぞれ賛否があると思います。地域の人権問題を解決するために必要だと思われる賛同もあれば、今の反対討論があったように反対もあります。

ただ、そのことをもって、平成29年度の甲佐町の一般会計に反対というのでは、少々問題があるのではないかというふうに思っておりますし、また、不用額の考え方にしても、ある意味で、これは町長初め職員の皆さん方が経費節減に向けて、そして最小の予算で最大の効果を発揮されたという一つのあかしでもあるのではないかなというふうに考えてもおります。また、監査委員報告の中では、法令に準拠して適正に会計処理がされているというふうに認められております。

以上の点を総合的に考えましても、今決算については、認定することに賛成をしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第1号、平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって、認定第1号、平成29年度甲佐町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

しばらく休憩します。長うございました。10分休憩します。45分から始めたいと思います。

休憩 午後3時35分

日程第4 認定第2号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、認定第2号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 認定第2号についてご説明申し上げます。

認定第2号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度歳入総括表、歳入です。説明は款と収入済額で説明申し上げます。

款1国民健康保険税2億9,810万4,119円、款2使用料及び手数料17万9,700円、款3国庫支出金5億2,795万7,211円、款4県支出金9,419万1,275円、款5療養給付費等交付金5,737万1,679円、款6共同事業交付金4億1,614万4,801円、款7前期高齢者交付金4億5,838万3,266円、款8財産収入6万9,441円。

次のページをお願いします。款9寄附金0円、款10繰入金1億4,824万9,923円、款11繰越金1億6,188万5,555円、款12諸収入101万1,262円。

歳入合計、収入済額21億6,354万8,232円です。

次のページをお願いします。歳出です。歳出につきましても款と支出済額でご説明申し上げます。

款1総務費4,113万4,520円、款2保険給付費11億7,386万7,591円、款3後期高齢者支援費等1億6,761万6,172円、款4前期高齢者納付金等62万8,860円、款5老人保健拠出金4,020円、款6介護納付金6,580万4,524円。

次のページをお願いします。款7共同事業拠出金4億3,750万5,255円、款8保険事業費1,213万1,904円、款9基金積立金6万9,441円、款10公債費0円、款11諸支出金2,221万9,624円、款12予備費0円。

歳出合計、支出済額19億2,098万1,911円。歳入歳出差引残額2億4,256万6,321円。うち基金繰入額1億6,000万円です。

平成30年9月7日提出、町長名です。

41ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額21億6,354万8,232円から歳出総額19億2,098万1,911円を差し引きまして、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2億4,256万6,321円となっております。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を1億6,000万円としておりまして、実質収支額から地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を差し引いた8,256万6,321円を次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、歳入全部についての質疑をお願いします。歳入全部について、9ページの款1国民健康保険税から21ページ、款12諸収入までです。9ページ、款1から21ページ款12諸収入までです。歳入全部について質疑をお願いします。9ページから21ページです。9ページから21ページの款12諸収入までです。何か質疑ありませんか。9ページから21ページ、歳入全部についての質疑を行っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。23ページ、款1総務費から39ページ、款12予備費までです。23ページから39ページの款12予備費までです。歳出全部について質疑を伺っております。23ページから39ページまでです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） それでは、最後に、本決算全部について、何か質疑ありませんか。本決算全部について質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 主要施策成果一覧の中にも載せてありますが、国保の特別会計の収支がですね、実質収支で2,400万ほど黒字と。単年度収支は8,068万の黒字、前年が2,233万ほどということになっておりますが、これについてはどのように分析をされているのか、よろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 平成29年度の、まず黒字の要因ということで説明したいと思います。

これにつきましては、前期高齢者につきまして割合が増えております。その割合が増えたことによります前期高齢者交付金が増えたこと、それと、震災によります保険税の減免、また、医療機関での窓口負担免除が昨年9月までで終了しております。その関係で保険税収が増えたこと、逆に、医療費は減って、町の持ち出し分が減ったことによると思っております。

また、震災による保険税の減収分及び一部負担金の免除による負担増につきましては、昨年までは国、県から調整交付金において全額補填されているということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 主要施策成果一覧にはですね、短期被保険者証のことに触れてありますが、こういった被保険者証はどれだけいらっしゃるのかということで、いいです

か。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時56分

再開 午後 3 時56分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 平成29年度におきましてです。資格証明書につきましては交付世帯は0となっております。資格証明書につきましては交付0、それから、短期被保険者証につきましては、交付世帯としましては106世帯となっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにはありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 26ページの真ん中辺あたりですが、コールセンター事業負担金というのは、どういう仕事をされているのですか。26ページの上から6行目。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） コールセンター事業負担金ということでございます。これにつきましては、滞納整理の初期対応のために国保連合会に委託しておりまして、専門職員が現年度の滞納分に対しまして、電話にて納付の案内を行うものでございます。なお、この分につきましては、県の調整交付金などで全額補填されるということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。予算全部について質疑を行っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。私は、議案認定第2号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、反対の立場から討論を行います。

年金生活者や非正規で働く人たちなどで低い所得の方が多く加入している国民健康保険の高過ぎる保険税は問題であります。

平成30年度は、都道府県化により移行の関係もございまして、引き下げができております。しかしながら、それでも加入者の所得や他の健康保険と比較して高過ぎる国保税の負

担は限界を超えるものとなっております。

主要成果一覧の国民健康保険特別会計では、単年度収支で約8,068万円の黒字、前年の28年度は約2,233万円の黒字だったとあります。決算審査意見書の基金については、国民健康保険財政調整基金は、29年度末の残高で1億5,685万2,000円となっております。

私は、黒字をそのままにしておくのではなく、いち早く保険税の引き下げを行うべきと考えます。都道府県単位化により、国保制度が平成30年度より変わりましたが、将来的には保険税の平準化が予定されており、もっと高い保険税への可能性があります。今こそ国が、国保加入者の保険料負担軽減のため、責任を持って財政支援を含めた措置を行うことが必要であります。これ以上の負担増を加入者に求めることはできません。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 9番。認定第2号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、決算書を見ますと、歳入歳出差引額2億4,000万余ということで、基金繰入金を引きますと、8,000万ぐらいの繰越金が出ております。これにつきましては、基金残高も1億6,000万ぐらい積み立てますと、3億ぐらいがなりますけれども、一般会計からの法定外の繰入金があっておりますし、ですからこういう数字になります。

そういうことで、単年度、29年度分の8,000万の繰り越しにつきましても、予想しない病気等が起これば、こういう繰越金もなければ国保の会計の健全なる財政もできないと思っております。

そういうわけで、今後もですね、健全財政を維持するためにも、不納欠損、滞納繰越、滞納金等を出さないような努力、それから健康診断と、それから保健予防の啓発をしながらですね、皆保険を守るために、この会計が健全であるよう祈りまして、この認定第2号につきましては、認定に同意いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第2号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって、認定第2号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第3号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、認定第3号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、認定第3号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算書について説明申し上げます。

1、2ページをお願いいたします。歳入総括表で説明を申し上げます。歳入です。款と収入済額で説明を申し上げます。

款1介護保険料、収入済額が2億2,334万1,820円、款2分担金及び負担金38万6,200円、款3材料及び手数料5万9,200円、款4支払基金交付金4億105万2,355円、款5国庫支出金4億4,771万1,146円、款6県支出金2億875万971円、款7財産収入3万5,911円、款8繰入金2億4,913万4,000円。

次のページをお願いいたします。款9繰越金5,620万1,139円、款10諸収入506万1,300円。歳入合計、収入済額15億9,173万4,042円です。

次のページをお願いいたします。歳出です。款と支出済額で説明申し上げます。

款1総務費、支出済額が4,281万5,952円、款2保険給付費13億5,967万5,689円、款3財政安定化基金拠出金0円、款4地域支援事業費6,332万2,247円、款5基金積立金2,003万5,911円、款6公債費0円。

次のページをお願いいたします。款7諸支出金1,848万2,084円、款8予備費0円。

歳出合計、支出済額15億433万1,883円です。歳入歳出差引残額8,740万2,159円です。

平成30年9月7日提出、町長名でございます。

39ページをお願いいたします。実質収支に係る調書でございます。

1、歳入総額15億9,173万4,042円、2、歳出総額15億433万1,883円、3、歳入歳出差引額8,740万2,159円、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額42万8,000円、5、実質収支額8,697万4,159円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を……。

ただいま執行部から提出資料の訂正の申し出がっております。これを許します。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 引き続き、申しわけありません。

提出資料としまして、この介護保険予算関連で、主要施策成果一覧表というのを別冊でお配りしているかと思えます。この中身で2カ所間違った表記をしているところがありましたので、この場をお借りしまして訂正とおわびをさせていただきます。

まず、この主要施策成果一覧表のですね、20ページでございます。ちょうど中ほどの中段に、高齢者福祉関係という丸星がついているところがあります。その文章の6行目ですね、上から6行目のところで「町単独事業として引き続きひとり世帯の高齢者等に対し、緊急通報体制等システム整備を行った」というところの次のところ、括弧書きのところです。「設置数37台」、これはいいんですけども、その次がですね「742,424千円」というふうになっております。「千円」のこの「千円」が間違っただけで表記されておまして、実際

は円でございますので「742,424円」が正しい数値となります。

それと、もう1カ所ございます。23ページをお願いします。

23ページですね、上段と中段に表が二つ並んでおりますけども、その表と表のちょうど間のところの文章のところになります。「平成29年2月から総合事業を開始したことにより」というところで始まって、その4行目ですね、これが「約89%」としておりますけども、正しくはですね「79%」が正しい数値でございます。10%ほど上乘せで表記しておるといような状態になっておりました。89ではなく79%ということでございます。

以上、訂正の申し出とおわびをいたします。どうも申しわけありませんでした。

○議長（緒方哲哉君） それでは、平成29年度の甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを、今、議題としております。

まず最初に、歳入全部についてをお願いいたします。まず最初に、歳入全部についての質疑をお願いします。9ページから19ページの款10諸収入までです。9ページから19ページです。歳入全部についての質疑をお願いします。歳入全部について質疑を伺っております。9ページから19ページです。9ページから19ページです。歳入全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。21ページから37ページの款8予備費までです。21ページから37ページまでです。歳出全部です。歳出全部について伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本決算全部について、何か質疑ありませんか。全部について質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 主要施策成果についてで、今訂正が述べられたところですよ。介護保険の認定者、またその利用者、未利用者ということで、これ利用者が79%で、残り21%、5人に1人は認定を受けているけど利用をされてないというところがあると思うんですが、それについての分析、また対策というのはあるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 主要施策成果一覧の23ページのところですね、先ほど訂正した部分についてお答え申し上げます。

まず、この資料の時点は3月の31日現在の時点で数字を出しております。その中で、要介護認定者の794名というのはですね、これは要介護認定というのが最高3年間は有効期間がありますので、全ての3月31日時点での全ての要介護認定者の数というふうなことになります。

それに比べましてですね、サービス利用者数が631名としておりますけども、サービス利用者数というのを実人数を出すのが、時点というところでどういうふうに出すかといいますと、この場合は、3月末現在の3月中に介護保険を利用された方の数ということで表

記しております。そういうことで、3月以外にですね、2月から前に利用して3月は利用しなかったという方は数値には入っていないということで、この表記のほうがちよっと解釈がちよっとおかしくなって、説明も加える必要があると。今後は検討していきますけども、未利用者が163名ということになります。

この163名はどういった方かということで分析をしておりますけども、この中で、要支援認定を受けた方が約3割いらっしゃいます。残り7割が要介護認定を受けられた方ということになります。介護認定の場合はですね、まず認定申請から認定を受けるまでが1カ月ほどかかります。

そういったところで、まず具体例を申し上げますと、家で転んで足をけがしたと、救急車で病院に運ばれた高齢者がいらっしゃったら、病院のほうで骨折の治療をされます。それからリハビリに入られます。リハビリに入って、その後老健施設やら、そういった療養も加えた介護利用サービスを利用されたり、自宅に戻られたりされるわけなんですけども、その時点で要介護申請をしてたら間に合いませんので、病院側のほうからですね、手術をした直後とかリハビリ途中あたりで要介護認定申請の勧奨がなされます。で、申請をして、要介護認定を受けたままですね、そのまま治療したりされるわけなんですけども、その間ですね——の方もいらっしゃいますし、また、先ほど申しましたように、要介護認定が3年間最長ありますので、その間に、また再度入院されたり、医療的なケアを受けるために一旦介護保険の利用はなかったという方が、その3月中にあったと思われま

す。そのほかに、継続的に介護保険を利用される、訪問とかデイサービスとか施設入所とか居宅とか施設あたりもありますけど、一時的にですね、利用するというようなサービスもあります。それは、実際申しますと、住宅の改修とかですね、手すりをつけたり、病院に入院されとる間に家を改修したら、何とか自立して暮らせるから、介護保険でちょっと手すりをつけたり段差解消をしたりすれば、それでいいという方も、1回だけ介護保険を使われますけども、そのために要介護認定を受ける必要がありますので、そういった方を含めまして、まず163名の中にはいらっしゃいます。

以前、分析した割合的にはですね、要介護認定者が比較的7割いらっしゃいますので、今のところ、入院されたり、また病気を患って入院されたり、介護保険を使うまでまだ病院で治療中という方がこの中に大半が含まれるというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 分析はですね、正確にしないとやっぱりいけないと思いますので、その点はですね、何かわかりやすい分析をですね、是非お願いしたいということと、私なりに心配するのはですね、認定を受けても利用すればそれだけ利用料が発生するじゃないですか。そういったときの負担をですね、我慢するとかいうようなことでですね、利用されない方がいらっしゃるんじゃないかというふうなものを思いましたので、ちょっとお尋ねしたところなんですけど、そういった可能性というのは大丈夫ですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 要介護認定を受けられた後はですね、今度はケアプランと
いうのを立てる必要がありますので、ケアマネジャーという方がつかれます。そのケアマ
ネジャーが、ご本人または家族とですね、ご本人の状態、それと経済的な状況も含めてで
すね、相談をしながらケアプランをつくっていかれます。もちろん佐野議員が言われるよ
うに、1割負担は要りますので、経済的にちょっと難しいという場合は、利用されない方
が全然いらっしゃらないというふうにはここでは答弁はできませんけども、1月の上限額
がですね、低所得者の世帯に関しては、1月の上限額が1万5,000円というのがあります
ので、1万5,000円をオーバーした分はですね、全部またこちらのほうで高額介護サービ
ス費として還元いたしますので、所得が低い方については、月1万5,000円打ち切りとい
うような形の制度もございますので、それも含めまして、ケアマネジャーと相談しながら、
その方に合った介護サービスが使えるように支援していくというような形になっておりま
す。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 認定第3号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
の認定についてでございますが、この制度はですね、今も説明ありましたように、高齢者
の方々の健康な暮らしを守る大事な制度でございます。我々も健康でですね、健康な暮ら
しができるように、要介護にならないように、そういう施策を担当課のほうもしっかりと
っていただきたいというようなことを希望いたしまして、認定することに賛成をいたしま
す。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第3号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定するこ
とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

ここで、会議規則第8条により、時間を延長いたします。

日程第6 認定第4号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、認定第4号「平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 認定第4号についてご説明申し上げます。

認定第4号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。平成29年度歳入総括表、歳入です。説明は款と収入済額で説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料7,553万4,800円、款2 使用料及び手数料1万7,100円、款3 寄附金0円、款4 繰入金5,238万9,378円、款5 繰越金237万9,631円、款6 諸収入345万1,824円。

歳入合計、収入済額1億3,377万2,733円です。

次のページをお願いいたします。歳出です。歳出につきましても款と支出済額で説明を申し上げます。

款1 総務費126万2,796円、款2 後期高齢者医療広域連合納付金1億2,761万1,878円、款3 保険事業費310万8,010円、款4 諸支出金20万3,200円、款5 予備費0円。

歳出合計、支出済額1億3,218万5,884円、歳入歳出差引残額158万6,849円です。

平成30年9月7日提出、町長名です。

17ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億3,377万2,733円から歳出総額1億3,218万5,884円を差し引きまして、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに158万6,849円となっております、この金額が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

まず最初に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。5ページから9ページです。歳入全部の5ページから9ページです、款6まで。5ページから9ページ、歳入全部について質疑を伺っております。5ページから9ページの歳入全部について伺っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳出全部について質疑をお願いします。11ページから15ページです。11ページから15ページです。歳出全部についての質疑を伺っております。11ページから15ページです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本決算全部について、何か質疑ありませんか。本決算全部について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。認定第4号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、平成29年度に関しては、何ら異議なく賛成したいと思っております。後期高齢者の今の本町の人数は2,239名、約5人に1人が後期高齢者ということでございます。本町もですね、ますます高齢化率が進んでいくのではないかと思います。その中で、その医療を支えるのが、この後期高齢者の特別会計でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第4号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

日程第7 認定第5号 平成29年度甲佐町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、認定第5号「平成29年度甲佐町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 認定第5号についてご説明申し上げます。

認定第5号、平成29年度甲佐町水道事業会計決算書でございます。

2ページをお願いいたします。平成29年度甲佐町水道事業会計決算書でございます。区分の款及び決算額のみ説明させていただきます。

収益的収入及び支出。収入です。第1款事業収益、決算額1億5,517万8,813円です。支出です。第1款事業費、決算額1億5,555万6,406円です。

なお、平成28年熊本地震に伴う災害復旧費の財源に充てるため、災害復旧事業費390万円を借り入れております。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出。収入です。第1款資本的収入、決算額1,720万円です。支出です。第1款資本的支出、決算額4,563万9,533円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,843万9,533円は、当年度分消費税資本的収支調整額20万3,026円及び過年度分損益勘定留保資金2,823万6,507円で補填しております。

6 ページをお願いいたします。平成29年度甲佐町水道事業損益計算書でございます。

7 ページの下から3行目をごらん願います。平成29年度は純損失を58万619円計上しまして、前年度繰越利益剰余金1億769万8,230円と合わせまして、当年度末未処分利益剰余金は1億711万7,611円となっております。

その他財務諸表の説明は省略させていただきます。

平成30年9月7日提出、町長名です。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。本決算全部についてをお願いいたします。本決算全部について質疑をお願いいたします。水道特別会計につきましては、決算全部について質疑をお願いいたします。決算全部について質疑を伺っております。

本田議員。

○11番（本田 新君） 11番です。主要施策一覧の29ページの上段に、上水道事業のことについて説明が書かれておりますけれども、これで見ると、実績、前年比あたりでも、ほぼ100%から100%以上というようなことでここに記載されておりますけれども、これを見る限り、水道事業は計画どおり29年度は行われたというふうに見てよろしいんですか、どうなんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 業務予定量と実績についてお答えさせていただきます。

給水戸数及び給水量に関しましてでございますが、平成28年の熊本地震が起きましたから、仮設住宅等に住まれる方が増えまして、軒数が100軒ほど増えております。昨年度、今年度は、そういったふうなイレギュラーな増加を見込んで計画を立てさせていただいておりますので、ほぼ予定どおりの数値となっておりますのでございます。

今後は、復旧・復興が進んでいくにしたがって、もとのように徐々に減少傾向になっていくものと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 老朽管の修繕というか改修は、年々計画的にされていると思いますが、今、何%ぐらい改修が終わっているのか、あと、改修に何年ぐらいかかるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 配水管の総延長が約107キロメートル、対しまして、40年以上経過している、いわゆる老朽管が48.5キロメートルほど残っておりまして、残存率

が45.08%となっております。基本計画による更新は平成44年までを考えておりまして、できるだけ効果的などころから計画的に行っていきまして、できるだけ早い段階で有収率も上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 認定第5号、平成29年度甲佐町水道事業会計決算の認定についてでございますが、本事業につきましてはですね、非常に最近災害が頻繁に起こっております。そういう中で、やはり水道事業というのは我々の命を守る大切な事業でございます。本町としましても、宮内事業の計画、それから料金の値上げ等々、いろいろ問題もあるかと思っておりますけど、しっかりとさらに努力をされて、事業を進めていただきたいということを希望いたしまして、本案件には賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第5号、平成29年度甲佐町水道事業会計決算について、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日、11日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後4時39分

9月11日（火曜日）

平成30年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 平成30年9月7日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 9月11日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 9月11日 午後1時30分 議長宣告

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 古閑敦	総務課長 西坂直
企画課長 一圓秋男	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 井上幸介
住民生活課長 本田克典	総合保健福祉センター所長 井上美穂
福祉課長 北野太	農政課長 岡本幹春
建設課長 志戸岡弘	環境衛生課長 橋本良一
会計課長 古閑敦	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	農業委員会事務局長 岡本幹春
選挙管理委員会書記長 西坂直	代表監査委員 本田進

1. 開会 9月11日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 報告第5号 財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第2 議案第37号 財産の無償譲渡について
- 日程第3 議案第38号 工事請負契約の変更について
- 日程第4 議案第39号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第5 議案第40号 甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第41号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第42号 甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第43号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第44号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第45号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第46号 平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第47号 平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 議会運営委員会の研修報告について
- 日程第15 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第16 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第17 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

4番、宮本議員から1時間程度おくれるとの連絡が入っております。したがいまして、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 報告第5号 財政健全化判断比率等の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、報告第5号「財政健全化判断比率等の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 報告第5号についてご説明申し上げます。

報告第5号、財政健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により別紙のとおり監査委員の意見を付して報告いたします。

平成30年9月7日提出。町長名です。

1ページ目に、健全化判断比率の状況等について示しておりますが、2ページ目以降に監査委員の意見書を添付しておりますので、その意見書の最後の4ページ目をお開きください。

このページの1番下に（3）是正改善を要する事項というところがございます。こちらを読み上げたいと思います。

是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本町の健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは「良好な」状態にあると言えるが、平成28年4月に発生した「熊本地震」、6月に発生した「豪雨災害」に係る災害関連事業の実施による地方債残高の増加が見込まれるなど、将来にわたり本町の財政は厳しい状況に変わりはないと思われる。

健全化判断比率については、良好と言えるこの状態を維持していく上でも、通常予算については徹底した行財政改革に取り組むなど、健全な財政運営に努められたいというご意見をいただいております。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、健全化判断比率についてご説明いたします。

平成29年度の決算に基づき地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法と言われておりますが、この第3条第1項の規定による四つの指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と下段の表の財政健全化法

第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の状況を記載しております。

まず、上段の表の網掛けの部分をごらんいただきたいと思います。

実質赤字比率は、一般会計の状況を、それと連結実質赤字比率は水道事業会計を含む会計の状況を示すもので、いずれも赤字ではありませんので赤字比率は出ておりません。

次に、実質公債費比率に関しましては、標準財政規模に対する地方債の返還額の大きさを3カ年の平均値としてあらわしたもので、平成29年度は5.3%となっており、その下に示しておりますが、早期健全化基準の25%を下回る値となっております。

平成29年度の単年度の実質公債費比率につきましては、主に普通交付税の減額により、標準財政規模が減額しておりますが、それから減ずる過疎債等の元利償還金に係る基準財政需要額、算入額も減額となったことにより、分母についてはほとんどの増減がございません。一方、上益城消防組合や御船町甲佐町衛生施設組合が起こしました地方債の償還が始まったことから両組合への町からの負担金が増えているため、分子となる元利償還金の額が増加したことによりまして、前年度の5.1%から0.2ポイント増加し、5.3%となっております。

次に、将来負担比率は水道事業会計も含めた町の借入金の残高や仮に役場職員が一度に退職をした場合に支払うべき退職手当総額などの負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示したものです。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言えるものでございます。

平成29年度は53.6%で、前年度は60.6%でございましたので、7ポイント減少しております。要因といたしましては、熊本地震により地方債残高は増加しましたが、同じく熊本地震に係る災害対策債などの増加による基準財政需要額や熊本地震復興基金の創意工夫分、それにふるさと甲佐応援基金、国民健康保険財政調整基金などの充当化の基金が増額したことが主なものでございます。

ただいまご説明いたしました各比率がその下の段の早期健全化基準、それぞれ15.0、20.0、25.0、350.0%を超えますと黄色信号になり、財政健全化計画の策定が義務づけられることになり、さらにその下の財政再生基準を超えますと赤信号というふうになり、財政再生計画の策定が必要となり、地方債の発行が制限され、最小限の期間内に早期健全化基準未滿にすることなどの計画を定めなければならない状況になりますけれども、本町の場合は下回っておりますので、こういったことにはなっておりません。

次に、水道事業会計の資金不足比率の状況においても資金不足比率の欄には数字が出ておりません。1番下の表の網掛け部分であります資金不足額が△がついてマイナスの1億8,940万1,000円となっておりますので、資金不足は生じていない状況でございます。

このように本町では平成29年度決算におけるいずれの指標においても基準を下回っております。

しかし、一昨年4月に発生いたしました熊本地震、6月に発生した豪雨災害の復旧復興関連経費に多大な財源の投下を行っておりますし、今後も見込まれますので、来年度以降の数値は若干悪化していくものというふうと考えられます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。財政健全化判断比率等の報告でございますが、今説明が終わりました。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で報告第3号、財政健全化判断比率等の報告についてを終わります。

日程第2 議案第37号 財産の無償譲渡について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第37号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第37号についてご説明申し上げます。

議案第37号、財産の無償譲渡について、下記の建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記。1、主な内容、所在地、上益城郡甲佐町大字中横田字早馬963番地1。種類、集会用施設。構造、木造スレート瓦葺平屋建て。床面積、138平方メートル。建築年、昭和56年12月14日。2、無償譲渡の相手方、上益城郡甲佐町大字中横田973番地、中横田区。認可地縁団体でございます。代表者、松永博文。3、無償譲渡の目的、当行政区が集会用施設として、管理、利用するため。4、無償譲渡の理由、当該建物は、中横田区から集会用施設として管理したい旨の普通財産譲受申請があったためでございます。

平成30年9月7日提出。町長名です。

この集会所につきましては、昭和56年度に町が森林業構造改善事業によりまして、新築をした施設であります。昭和56年の新築以来、これまで中横田区が集会所として使用、維持管理されてきたものでございます。

また、平成21年5月に中横田区が地方自治法に基づく地縁団体として認可を受けられたことによりまして、団体名義での不動産の所有が可能となっております。そのことから今回、中横田区から普通財産譲受申請が出されたことによりまして、無償で譲渡することについてご議決お願ひするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。議案第37号、財産の無償譲渡についてでございます。

何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第37号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号 工事請負契約の変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第38号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第38号のご説明をいたします。

議案第38号、工事請負契約の変更について。平成29年第2回議会臨時会において議決された「甲佐町すまいの復興拠点施設整備造成工事（その1）」のうち、契約金額1億6,209万7,200円を1億6,810万6,797円に変更するものであります。

平成30年9月7日提出。町長名です。

提案理由については、工事内容を変更したいので、契約金額を変更する必要があるため、議会の決議に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いします。

変更契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いいたします。

説明資料2については、今回の変更内容、変更金額と理由を記載しております。

次のページの説明資料3には、A3のページですけれども、変更内容の位置、内容について、赤字で示しております。

説明資料の2と3を見ながら説明をしていきたいと思っております。

本工事の当初設計額は税込みの1億6,540万5,240円で落札率およそ98%、当初契約額が税込みの1億6,209万7,200円となっております。

今回の設計変更について、変更契約額は税込みの1億6,810万6,797円となります。600万9,597円の増額となっております。

今回の設計変更の内容につきましては、1番目が盛土量の変更です。敷地造成に伴う購

入盛土を1万4,910立米から1万3,180立米に変更し、変更金額は減額の666万3,000円となります。

理由といたしましては、他の工事現場から掘削時に発生した1,730立米の良質土の盛土材を使用したために購入土量が減ったためであります。

2番目につきましては、L型擁壁の基礎工の追加です。コマ基礎の追加に伴う変更でございます。金額は621万5,000円の増額となります。

理由につきましては、L型擁壁を施工する際に基礎地盤が悪く、基礎を安定させるためにコマ基礎を必要とし、追加をしております。

3番目の変更内容については、植生工の客土の追加です。客土を79立米追加し、変更金額は54万5,000円の増額となります。

変更理由としましては、植樹帯に野芝を張るための客土の計上漏れが判明したため追加をしております。

4番目については、防火水槽の追加です。耐震性貯水槽を追加し、変更金額は663万9,000円の増額となります。

変更理由は、耐震性貯水槽を先行して施工しなければ、隣に建設中であります災害公営住宅に伴う水道管などの地下埋設物の施工が困難になることが判明したため、今回追加して施工を行っております。

5番目には縁石工の廃止でございます。地先境界ブロックを廃止し、変更金額は減額の49万3,000円となります。

変更理由としましては、これも隣に建設中の災害公営住宅と都市防災公園の間に設置する地先境界ブロックについて、建設後でなければ施工が困難になることから今回の工事では施工しないこととしております。

6番目には交通誘導員の変更でございます。交通誘導員を176名から163名に変更し、変更金額は減額の23万4,000円となります。

変更理由につきましては、施工数量の変更に伴い、日当たりの施工量に変更が生じたため交通誘導員を減としております。

以上で変更内容の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 質問させていただきます。

私の質問は単純なことかもしれませんが、交通誘導員の方が13名いなくなられて二十数万円減額されておりますけれども、そもそもちよっと思ったのが、設計単価がこの震災前と今現時点ではどんなに変化しているのか。例えば日ごろよく住宅をつくる場合、3割ぐらいとか、それぐらい高くなっているんじゃないかとよく住宅をつくった場合ですね、個人がですね、そんなことをちよっと言われているようなこともありますけれども、行政のほうのこういった建設業のこういった設計単価というのはどれくらい変化しているのか。いろいろケースがあるからなかなか単純には言えないだろうでしょうけれども、何とか袋に

して大体これぐらい、何割ぐらい高くなっていますとか、そういったのがあるならば教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の災害に伴いましてですね、資材単価がかなりの部分で、範囲は何%高くなったとちょっとここに手持ちの資料はございませんけれども、かなりの分野で資材単価が高騰しております。鋼材またはガソリン代とか人件費もですね。それとともにですね、積算の内容が大まかに変わりました。人手不足だったり、ダンプトラックの輸送の不足だったりですね、復興係数というのが新たに創設されまして共通仮設費で1.4倍。また、大まかにですね、積算の内容が1.4倍と1.3倍程度に増額したものと考えられます。全ての工事についてですね、普段の工事について。ここでちょっと明確に何%ちゅうのはちょっとわかりませんがですね。ということでございます。

本田議員。

○11番（本田 新君） 3割から4割ぐらい高くなったということで、やっているということですね。はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第38号、工事請負契約の変更についてでございますが、ただ今変更理由につきましては、担当課長のほうから説明がございました。適切なる変更だと思ひ、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第38号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（緒方哲哉君） 引き続き、日程第4、議案第39号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第39号についてご説明申し上げます。

議案第39号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

平成30年9月7日提出。町長名です。

提案理由としましては、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を次のように変更する。

第7条、第1項中「32人」を「45人」に改め、同条第2項を次のように改める。

第2項、広域連合議員は、構成市町村の長または議会の議員により組織する。

第8条を次のように改める。広域連合議員の選挙の方法。第8条広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙する。

第2項、前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。

第9条、第1項中「2年とする」を「当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による」に改め、同条第2項中「又は議員」を「又は議会の議員」に改め、同条第4項及び第5号を削る。

附則、施行期日。第1項、この規約は地方自治法第291条の3第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

経過措置。第2項、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年2月13日までの間における広域連合議員の定数はこの規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後」の規約という。）第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。

第3項、この規約の施行の際、現に在職する広域連合議員及び次項の規定により選挙による当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。

第4項、施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

なお、今回の改正理由を別紙に資料1としまして最後のページに添付しておりますので、資料1をお願いいたします。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の要旨です。

1、改正の理由です。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の定数については、市長区分・町村長区分・市議会議員区分・町村議会議員区分から各8名の選出として32名となっているが、熊本県後期高齢者医療広域連合を構成しているのは45市町村であり、全ての構成市町村の住民の意見が制度に反映できるよう各市町村から1名の選出として45名へ改正するものでございます。

あわせて、議員定数の改正に伴い、議員選出の方法についても各市町村議会から熊本県後期高齢者医療広域連合の議会議員を選出する方法へと改正するものでございます。

2番の改正案の概要です。まず、議員の定数、現行32人が改正案では45名、各構成市町村から各1名です。

構成につきましては変更ありません。

選出方法。現行が「4団体による団体推薦または個人推薦」が改正案では「各市町村議会で選挙する」です。

任期につきましては「現行2年」が改正案では「市町村長又は市町村議員の任期」となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。反対討論を行います。理由として、定数を増やすことは全ての構成市町村の意見が反映されやすくなるという意味ではよい面もありますが、選出方法についてはこれまでの選出方法は今説明がありましたように4団体による団体推薦、個人推薦というようなことで、意識ある積極的な議員の多様な意見が反映されるものとなっていたと思いますが、改正案からの選出方法では多様な意見の反映ができなくなる可能性もあると思います。そうした意味で反対であります。

以上、発言を終わります。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番。議案第39号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてはですね、現在まではそれぞれの首長、要するに4団体からですね、32名の代表が出て、広域連合の運営についていろいろ判断をしておった中でですね、32名が45名ということですね、より一層それぞれの地域の思い、また、考えあたりがですね今後いい報告に向かっていくんじゃないかと思いを持っております。今後、後期高齢者、特に高齢者が増える中でですね、より活動してもらうためにも45名という定数の増については何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

この採決につきましては、起立によって行います。

これから、議案第39号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（緒方哲哉君） 賛成多数です。原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号 甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議案第40号「甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年9月7日提出。町長名でございます。

提案理由、地方自治法241条第3項の規定により基金の処分については目的外使用が禁じられています。また、基金を処分する場合には、歳入歳出予算に計上し議会において議決を諮ることとなっております。これによりまして、基金の処分については改めて議案として審議する必要はないと思われることから、本条例の一部を改正するためこの議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。改正文になります。

甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例。甲佐町地域福祉基金条例の一部を次のように改正する。第6条中「、議会の議決を経て、」を「、予算の定めるところにより」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、参考のために今の基金の状況についてですね、これまでの経緯と状況について簡単にご説明申し上げます。

本地域福祉基金につきましては、町が出捐していた約2億円を原資として甲佐町社会福祉協議会がその利子によりまして果実運用型として利子によって、なかよし福祉運動会やら、いろいろな町社協の事業を行っておられました。

それから、急激な利率の低下に伴い果実運用が難しくなったということですので、その果実運用でやっておった事業の継続が難しくなったということで、町側からの支援をしていただくような形で社協のほうから言われておりました。

それによりまして、平成8年の7月1日に本条例を成立して、そして、基金を社協のほうから約2億円ですね、返していただいて、町のほうでそれを地域福祉基金として保有したということになります。

金額的な面につきましては、平成8年7月1日に本条例を成立して、積み立てておりますけれども、当初の金額が2億928万円でございます。それから、平成11年度に保健福祉センターの「鮎緑」を新築されております。それに本基金から1億2,608万円が取り崩されております。その後、平成14年度に今度は白旗と竜野と今はもうなくなっておりますけ

れども、乙女小学校内にありました乙女の「福祉ふれあいセンター」ですね、この部分の三つのセンターの中の備品とか調度品とか、そういった部分についての費用として3,052万2,000円が取り崩されております。

平成16年度においては、今度は「老人いこいの家」の改修費としてですね399万6,000円を取り崩しております。

最後に、平成28年度に今ありました「鮎緑」のフィットネスセンターの改修としまして2,000万円が取り崩されております。

昨年度末の現在高が2,875万2,275円となっております。

今年度の3月議会、今年の3月議会においてですね、お諮りしておりましたように、乙女の高齢者福祉センターの備品、調度品などに使用するため450万円の取り崩しを議会のほうでご議決いただいているというような状況で、この450万円を取り崩しますと残高が2,425万2,275円となっているというような状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、北野課長のほうからもおよその経緯等については説明がありましたけれども、若干私のほうで補足して説明を申し上げておきたいと思います。

この地域福祉基金については議会のほうで審議が行われたのが平成8年の6月定例議会のことであります。ですから、議員各位の中では中村議員お一人がその場におられたということでもありますけれども、私もそのとき議会におりましたので当時の流れ等について十分承知をしております。

もともとこの2億余りの基金については、社協のほうで運営をしていくために町のほうから出捐していたお金でありました。それがなかなか金利の低下によって運営ができないということで、果実運用でできない。したがって、町のほうで補助金を出して運用していくとような形に変わってまいりました。

ところがこの福祉基金の使い道について、当時ですね、ちょうど建設が計画されていたのが総合保健福祉センターの件でございます。したがって、この基金の2億余りがそっくりとは言いませんけれども、この総合保健福祉センターのほうに流れてしまうのじゃないかというような危惧を議会のほうで、そういうお話がありましてですね、それでこの第6条「予算の定めるところにより」という文言を「議会の議決を経て」というような文言に修正をして、この条例が可決したというようなことがございます。おそらく社協の今後の運営について、危惧をされたものとしてのご意見だったろうと思いますけれども、現在におきましては、既に総合保健福祉センターについては、建設が済んでおりますし、また、運用も今やっているような状況でありますので、基金のこの当初議会のほうで心配されたようなことについては、もう心配がいらぬ状況になっておりますので、今回改めてこの文言をもとの姿に変えさせていただきたいというようなことでのご提案でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 何か質疑ありませんか。福祉基金条例の一部改正ですけど。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第40号、甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ただいまのこの議案の中では「議会議決を経て」という部分を議案として審議する上です。必要ないというようなことで今回のこの案が出ております。先ほどからこの基金の使い道等に関しましていろいろな説明を受けました。大体こうして今も本年度で2,800万、本年度400万を――それはもう2,400万ぐらいの基金の残高であると考えてありますし、一般審議の中でこの基金の使い道を十分審議することが可能ではないかという思いがありますので、この案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第40号「甲佐町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） それでは日程第6、議案第41号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年9月7日提出。町長名でございます。

提案理由、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例を改正する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

4号、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者。

第10条第3項に次の1号を加える。

第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

これにつきまして簡単に内容の説明を申し上げます。

まず、第4号の第10条第3号、第4号の改正につきましては、教育免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、本条文を改正されているということでございます。

それと第10号につきましては、学歴に問わず一定の業務経験がある者に対する町長が認める者の対象の拡大を図るためということで、これは全て省令に基づき本条例を改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 省令の改正に伴いということでもわかりますけども、具体的に甲佐町でそういう該当するような方というか、その辺の実情はどうなっておるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、今、放課後児童健全育成クラブがですね、3クラブ甲佐町にあります。その中の支援員の方々がいらっしゃいますけども、本条例の改正に該当する方は今のところいらっしゃらないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） それでは、そのクラブを運営していく中で何ら支障はないというふうに理解していいわけですね、ですね。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） ご意見のとおりでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。議案第41号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長より説明があり、基準のですね、拡大をするような制定でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第41号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号 甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、議案第42号「甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第42号についてご説明申し上げます。

議案第42号、甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年9月7日提出。町長名でございます。

提案理由です。水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給することができるよう、また、早急かつ計画的に行う必要がある水道施設の耐震化整備等を進める上で必要な財源の確保及び費用負担の適正化を目的として、料金体系を口径別に変更し、その額を引き上げるため、この議案を提出するものでございます。

続いて、改正文になります。

甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例。甲佐町上水道給水条例の一部を次のように改正する。第17条第1号第2号中「用途」を「口径」に改める。

第22条を次のように改める。第22条、料金は一月につき、次の表の基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額とする、ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

表でございます。口径基本料金の順に読み上げさせていただきます。

口径、基本料金一月につき基本水量8立方メートル、13ミリメートル1,200円、20ミリメートル1,400円、25ミリメートル1,800円、30ミリメートル2,400円、40ミリメートル

3,600円、50ミリメートル6,000円、75ミリメートル1万2,000円、超過料金1立方メートルにつき135円、一時用400円。

第24条の見出し中「及び用途」を削り、同条中「及びその用途」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第25条第2項中「用途」を「口径」に改める。

附則、施行期日、第1項、この条例は平成31年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例による改正後の第22条の規定にかかわらず、この条例の施行の日、前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお、従前の例による。

主な改正内容について説明させていただきます。

基本水量を10立方メートルから8立方メートルへ変更しております。

用途別料金を口径別に変更しております。

超過料金を税込み139円から税抜き135円。これは税込みで145.8円に変更するものであります。なお、料金の改定時期としましては平成31年5月分からとしております。

以上で説明を終わりますよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 質問させていただきます。今、課長のほうから説明ありました。また、議会当日の全員協議会のほうでもこの件については説明を受けております。改めて質問をするべきではないかなと考えましたけども、少なくとも今後10年以上この料金改定はないものと思われれます。しっかり議事録に執行部の考え、案をどういったものだったのかを明確にするためにちょっと質問させていただきます。

「必要な財源の確保及び費用負担の適正化を目的」というふうに書かれております。この点をもう少しこう具体的かつ簡単に明確に示してもらえないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） まず必要な財源の確保という観点でございますが、今後10年間の経営シミュレーションを見ましたところ、平均しまして1,000万円超の財源不足が発生するだろうというような見通しを立てています。正式には5年後以降は1,000万より低くなると思っております。すみません、簡潔に……。直近5年では1,000万を超える見通しでございますので、その財源、それと今回、宮内のほうに拡張させていただく財源を確保するために約10%という料金を設定したところで。

それと費用の公平性ということでございますが、用途別料金が近年非常に営業用と一般用の境界がつきにくいというような状況もございますことと、メーターの購入費と交換の費用が大口径になると高くなること、それと大量使用者が水道施設にかかる負荷というのが大きくなっているということから用途別から口径別に変更しまして、公平性を確保しよ

うとするものでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

本田議員。

○11番（本田 新君） 全員協議会の中では今回この料金改定をすることに、税込というか料金が1,300万程度ぐらい増えると。それをもって今後の赤字から脱却しようということになるし、また、宮内地区への延長のことも含めてこれに対応しようという料金改定がなされたというふうなことから、用途別を口径別にすることにより、利用者の今後のメーター交換のときの負担をそれぞれ求めて公平性を担保しようというふうなことだろうと私は受け取っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 口径別に関しまして、前段については、そのとおりでございます。口径別に変更する理由につきましては、一度に大量に水を使える施設は上水道の施設全体にかかる負荷が大きい、そこに給水するために口径の大きい本管を通さなければならないとか、そういった施設全体に対する負荷が大きいので、それ相応に高い料金を負担していただくという考えでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。ただいまの説明である程度理解はしておりますけれども、今までですね、基本料金は一般用とか営業用とか、団体用で基本の量数がですね、多く見てあった部分と今回は多く使われるところに関しては口径で基本料金が上がって、基本水量は8のままということでございますので、今まで水が使われていたところに関してはこれから料金が上がるというようなこともございます。そういった部分で今後そのようなところに関しての説明をどうされるのかと、各13ミリ、20ミリとかありますよね、そのあたりの何世帯といいますか、その数がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） まずお知らせについてでございますが、条例を可決いただきましたら直ちにお客様——特に大口径を使用されているお客様には個別にご説明をさせてご理解を求めていきたいと思っております。その中でも使用水量が少なく小さい口径のメーターに変更することができる場所につきましては、そのようなこともあわせてお勧めしていきたいと考えております。

口径別の件数でございます。13ミリメートルという一般家庭用が3,414、20ミリが99、25ミリが41、30ミリが9、40ミリが24、50ミリが18、75ミリが1件となっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 幾つか質問を受けとりますが、ちょっと私もわからないところ

がありますので、お尋ねいたします。

提案理由の中の内ですね、「早急かつ計画的に行う必要がある水道施設の耐震化整備等を進める上で必要な財源の確保」とありますが、具体的にはどういうことを示しているのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 耐震化についてお答えさせていただきます。

今回、熊本地震で被害を受けました施設については、ほとんどが老朽化した配水管でございました。昨日のご質問にもございましたが、現在、老朽化した、耐用年数を過ぎた配水管の布設替え工事を優先して行っているところがございます。新しい管につきましては、耐震性の高いものを採用させていただいているところがございます。

また、今後あわせて配水池の耐震調査も行い、必要な施設については、耐震化改修を行っていくつもりとしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。議案第42号、甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。水道事業としての関連性がありますので、意見を申し上げます。

全員協議会において示されました。小鹿入江地区への給水区域の拡張については、賛成であります。これまで大雨時の濁りへの対応など環境衛生課として長い間大変だったというふうに思いますし、住民の皆様も上水道の開通に期待されるということのをそれは喜ばしいことであると思っておりますが、条例改正については、反対します。理由として、今回の条例改正は料金の改正となるものであります。幾つかの近隣自治体や県内自治体で水道料金の使用がわかる自治体の水道料金を比較してみました。比較的高く設定されるというふうに思います。

今、熊本地震、6月豪雨で被災されました多くの町民の皆様は被災から立ち上がり、これからもまだ復旧復興の再建途上にあると思っております。自宅を納屋を田んぼを畑を施設など、再建し、生活の再生へ向けて大変な苦勞されているところと思っております。そういうときに水道料金の値上げには反対であります。水道事業においては経営運営については、大変だと思っておりますが、全員協議会の資料に水道料金改定についての中で、財政収支予測表を見れば未処分利益剰余金はまだ残高が確保されていると思っております。公共料金の改正は慎重な上にも慎重さが必要とされるものと考えますが、今回の料金値上げの条例改正にはこれ以上の町民負担を増やさないという立場から反対であります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 議長にまずお諮りします。私は水道運営委員会ですね、委員長として答申に対して諮問した立場でございますので、賛成意見を述べていいかをまず確認して、よかったら賛成意見を述べたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） はい、発言を許します。

○12番（中村幸男君） 議案第42号、甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定につきましてはですね、水道運営委員会、それぞれの地域の代表の方、また、議会から2名出てですね、本当に町長から答申を受けまして、1回目の審議はいろいろ、それぞれの委員の皆さんの意見を聞いた中でですね、まとまらず、2回運営委員会をやったのが現状でございます。そういう中において、やはり今後、老朽管の更新——これがですね、今の管については耐用年数がかかなり延びたとは聞いているもののこの老朽管を仮に平成30年度に更新した場合ですよ、過去の老朽管を例えて言いますが、そういった場合は、交換した何十年か先はですね、また交換をやらなくてはならないというのが現状であったわけでございます。とういことも考えまして、また、せんだって全員協議会で順次、そのあたりの平成44年まで、また、期末残高等の数字も提示していただきましたとおりですね、本当に水道事業につきましては独立会計が基本であって、これを独立会計を守っていくためには料金改定、口径の改定はぜひ必要というような判断をもって答申したわけでございます。その答申内容をですね、議員の皆さん方にも十分、せんだっての全員協議会で理解いただいたものと思っております。

そういうことでですね、議案第42号、甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定については賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

これから、議案第42号「甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数、よって本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時20分から始めたいと思います。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第43号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、議案第43号「平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第43号についてご説明申し上げます。

平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）です。

平成30年度甲佐町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,437万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,298万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

平成30年9月7日提出。町長名です。

2ページ目をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款9 地方特例交付金に321万4,000円を追加し、721万4,000円としております。1の地方特例交付金です。

款10 地方交付税に7,637万3,000円を追加し、22億2,174万3,000円としております。1の地方交付税です。

款12 分担金及び負担金に15万3,000円を追加し、1億2,414万3,000円としております。1の負担金です。

款13 使用料及び手数料に60万円を追加し、3,877万2,000円としております。1の使用料です。

款14 国庫支出金に1,060万2,000円を追加し、17億2,224万2,000円としております。2の国庫補助金、3の委託金です。

款15 県支出金に1,991万円を追加し、8億9,334万9,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。

款18 繰入金から1億9,275万7,000円を減額し、2億2,785万3,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款19 繰越金に1億6,588万円を追加し、2億1,588万円としております。1の繰越金です。

款20 諸収入に660万3,000円を追加し、4,219万6,000円としております。5の雑入です。

款21 町債に2,380万円を追加し、15億8,170万円としております。1の町債です。

歳入合計。補正前の額81億3,861万1,000円に1億1,437万8,000円を追加し、82億5,298

万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1 議会費に17万1,000円を追加し、8,009万5,000円としております。1の議会費です。

款2 総務費に3,581万4,000円を追加し、9億1,145万円としております。1の総務管理費から3の戸籍住民登録費までです。

款3 民生費に2,543万7,000円を追加し、21億7,734万7,000円としております。1の社会福祉費、3の災害救助費です。

款4 衛生費から47万8,000円を減額し、7億7万5,000円としております。1の保健衛生費です。

款5 農林水産業費に1,397万円を追加し、2億3,132万5,000円としております。1の農業費です。

款6 商工費に98万8,000円を追加し、9,807万9,000円としております。1の商工費です。

款7 土木費に2,900万2,000円を追加し、16億9,220万6,000円としております。1の土木管理費、4の住宅費です。

款8 消防費に43万3,000円を追加し、2億7,897万4,000円としております。1の消防費です。

款9 教育費に584万1,000円を追加し、8億3,815万5,000円としております。1の教育総務費、5の保健体育費です。

款10 災害復旧費に320万円を追加し、4億4,131万5,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費です。

歳出合計。補正前の額81億3,861万1,000円に1億1,437万8,000円を追加し、82億5,298万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。1の追加です。

事項として、応急仮設住宅賃貸借事業です。期間が平成31年度。限度額64万8,000円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

1、変更です。起債の目的、過疎対策事業。補正前の限度額6億1,770万円に80万円を追加し、補正後の限度額を6億1,850万円としております。

起債の目的、災害復旧事業債。補正前の限度額1億8,920万円に2,300万円を追加し、補正後の限度額を2億2,220万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。まず最初に、歳出について質疑をお願いします。まず、12ページ款1の議会費から15ページ款3民生費

までです。12ページから15ページまで質疑をお願いします。12ページから15ページ款3民生費までです。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番。12ページの諸費がですね、この返還金については十分理解するものであって、この返還金についてはですよ、要するにこの28年度の国庫補助とか県補助あたりの返還金になるわけですかね。まずはその点。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、お答えいたします。

返還金については、ほとんどが福祉課のほうの障害福祉に係る部分であります。これの返還金については29年度分について平成30年度で返還するというようなことでございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） すみません、29年度のことだったですね。そういうことでですよ、この返還金というのは国から例えば障害者自立支援給付負担金、補助金として来る。決算をした後の残額というので捉えていいわけですよ。私が特にですね、先ほどの一般質問の中で要するに予算残とか、いろいろ質問があった中でですね、特に28年、29年度については震災の予算残がかなり大きいのは十分理解する中でですね、やはりちょっと調査してみたところこういうやはり返還金あたりも予算残の一つに捉えていいのかなという思いで今あえてお尋ねしておるわけですが、そういう捉え方でいいわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、この返還金が出ている仕組みについてご説明申し上げます。この返還金につきましては、主に先ほど申しましたように障害福祉費の扶助費にかかわるものとなっております。障害福祉サービスと福祉サービスは国、県からの補助を受けて実施しております。補助を受ける場合はまずその年度の下半期が大体始まるころに国、県に対して年度分の支出を見込んだ上で補助金申請を行います。補助金をその1年分を見込む場合につきましては、その年度の事業に不足が生じないような金額で申請するというような形になりまして、いろいろここに上げております厚生医療費などは心臓病の手術で一月に100万円以上の請求がある場合も考えられますので、その分を含めましてですね、ちょっと多目の形で申請して交付決定を受けます。その交付決定した部分はその年度内の費用として国、県からそのまま交付決定の金額が来るような形となります。その後、年度が過ぎまして、年度明けから実績報告というようなことで事務を行ってまいりますけれども、どうしても余りが出るというような状況になっておりまして、ここで障害福祉費につきましては扶助費で年間予算がですね約4億円ございます。予算上の不用額としては1,800万残っているというような形で、これは予算上のことですが、実際、歳入歳出差し引きの剰余金が出ます。その剰余金の中にはこういった国、県の返還金が大部分を占めているというような状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 十分、福祉課長の答弁で理解するわけですが、最後ですね、そういう流れの中で、やはり予算残あたりに絡んでですね震災後は別として、総務課長あたりはどのような判断を持っておられますかね、その予算残について。震災は別ですよ。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 震災は別として、通常予算を組みまして、出納閉鎖が4月、5月ありまして、5月いっぱい出納閉鎖が終わると。決算をやります。そして、今年度で言いますと4億ほどの不用額が出ておりますのでその半分を財政調整基金のほうに積むということで、予算のほうで減額をして、不用額を残さないということもできますけれども、それはあくまでも3月補正がですね編成をするのが2月になって、それから2月から3月までの間において予測されるものについてはあくまでも予算として確保していく必要があるということがありますので、どうしてもその不用額というのは残ってくるのかなというふうに思います。不用額が残りますと予算に対する不用額ですので、最終的には歳入歳出の差し引き残高、これが残りますのでその分は次年度への繰越金もしくは財政調整基金への積み立てというふなことで活用をしていくというふうになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことですね。我が町の財政健全化比率等の報告も受けましてですね、平成30年、31年度については心配しないものですね、やはりその中期財政の見通し等の説明を受けますとですね本当に心配する点もございますので、今後やはり執行部の皆さん方は気を引き締めてですね、やはりこういう中期財政見通しあたりを町民が見れば本当に心配すると。それに対しては町も十分対応は考えておられる中でですね、心配するようなこともあるかと思っておりますので、その点も十分、この予算残についてもですね、十分説明を聞いて理解したものでございます。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。12ページから今15ページの質疑を伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、16ページ款4衛生費から20ページの款10災害費までです。16ページから20ページ災害復旧費まで質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 20ページの一番最後のこの農業用施設災害復旧費についてお尋ねしますが、具体的にどこをされるのか、まずはお聞いたします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 20ページ、10款の10・1・1に組んでおります委託料、工事請負費につきましては、世持下ため池、世持にありますため池の復旧工事を行いたいということで予算措置をお願いしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 世持のことですけれども、復旧工事と言いますか、あれは私もちょっと現場を見たんですけれども、復旧は復旧なんですけれども、応急的な復旧工事じゃないかと思うんですよね。そうであるかどうかをまず。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 現在、傷んでおりますところにつきましては、仮工事を行っております。この仮工事部分をもう少し本格復旧ではなくて、応急復旧的な感じでの復旧をしたいということでのお願いでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 仮工事ということで何か土のうを四つか五つ置いているあれのことだと思うんですけれど。結局あそこはですね、何と申しますか、浚渫を含めて本格的な工事をやらなくてはいけないんじゃないかというふうに思いますけれど、その辺については地元の区長さん等から要望等が出ておりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 議員各位ご存じのとおり、今年は梅雨明け宣言から約1カ月ほどほとんど雨が降らないというような状況があり、世持のため池については——世持はもちろんでございますが、南三箇、中山までの水田の一部を賄うというようなものでございます。世持のため池については、浚渫を含めて、町の事業のほうでどうにか対応できないかというようなことで、かなり泥もたまっているようでございますので、世持区のほうからそういう対応ができないかという要望は出ております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 要望が出てるんであれば、何らかの方法でやらなくてははいけないんじゃないかと思うんですけれども、考えられるのは中山間整備事業かな、そういうところでやらなくては仕方ないと。仕方ないというか、そういう方法しかないんじゃないかと私は思うんですけれども、まずその中山間でできるのか、できるんであればまたそこについての採択に向けて努力せんといかんだろうし、順番等々もあるだろうからいつになるのかということもあると思うんですけれど、その辺の担当課としてのお考えをお聞かせ願えませんか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいま、宮川議員が言われましたとおり、世持の下のため池につきましては、中山間総合整備事業で整備を行う予定ということで、現在、採択に向けて準備を行っております。

来年ヒアリングを受けて採択を受けたいというふうに準備を進めておりますが、採択を来年最短で受けたということになりましても事業期間が5年程度あります。でも、優先順位と予算のつき方などもありますので、32年度にすぐ工事ができるかと言われるとそこは

ちょっとはつきりわからないというような部分もありますので、今回予算をお願いしまして、傷んでるところは復旧をしておいた上で、中山間総合整備事業で本格的な整備を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、わかりました。それはそれでいいですけど、もう一つ。あそこに水源がありましたね。あれは何という水源か忘れちゃいけない。結局それが枯れたと、おそらく地震の影響だと思うけども、それについてボーリングをすればいろいろなことが考えられると思うけども、その辺については要望とかその辺はありますか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 世持の湧水、沢水（そうず）さんだろうと思いますけれども、この沢水さんにつきましては、震災後、水が湧かなくなっているということで、世持地区のほうからボーリングをして水を上げるならばというようなご相談がっております。

震災後ではございましたが、湧水地帯は災害復旧で対応できないと。もともとのその水源に船津の畑灌みたいポンプが据えてあって、ポンプ小屋が傷みました、ポンプが傷みましたということであれば災害復旧工事で対応ができるんですが、自然湧水の部分に水が枯れましたと。それを農業用水としても使っていたので、井戸を掘りたいというのが災害復旧の対象にならないということで、地元のほうにご説明を申し上げまして、また、どうしても先ほど言いましたとおり、今年は極端に雨が降らず水が足りないということで何回かお見えになりまして、その時点で国、県の補助事業等も調べましたが、その井戸を掘る適当な補助事業というのがございません。農業用水を確保するためというもので、町単独ですとなると仮に1,000万工事費がかかったら3割補助して300万出せたとしても700万は受益者負担になりますよと。ポンプを設置すれば当然維持管理も必要になりますし、その中で電気代とかモーターの経年分は積み立てをして、次の更新に充てていただくというようなことで非常に費用がかかるというようなことで、世持の囑託員さんが代表して相談に来られておられました。そういうお話をする中で、南三箇、中山ともご相談をされて「水代を払ってまで農業は」と。最終的な結論としましては極端なお話でございますが、通常の水利費以上、畑灌ですと逆に何万という水代だったと思います。そういうお話も聞かれているんだと思いますので、そこまではということで、とりあえず世持の3部落では水はポンプの設置はしないというような方針になったということでお話を伺っておりますが、今年のようなこともありますので、農政課としては水源——ため池等については中山間総合整備事業で浚渫等をして水量を確保する等もできますが、あその湧水も貴重な農業用水の一部でございましたので、対応できる方法がないかは調査を行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 担当課としての対応はよくわかりました。ぜひですね、そうい

う方向で頑張っていたいただきたいというのは思いますし、やはり、世持、三箇、中山は基盤整備をちゃんとした農地でございます。優良な農地だと判断してよろしいかと思っておりますので、後継者等につきましてもいらっしゃいます。新規就農の方もいらっしゃいます。そういう方々が今後農業をやっていく上です、やはりこれは解決しなくてはならない地域的な問題でございますので、ぜひ中山間整備事業等々のです採択に向けて頑張っていたいただきたいというふうをお願いをしてこの質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんかね。

本田議員。

○11番（本田 新君） 農地の自力復旧のことで200万ほど計上されておりますが、何件ぐらい、人数で、構いませんけれども、何件ぐらいこれ要望されてこの200万の予算が計上されたのか内容を教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 17ページ、項1、7でございます。甲佐町農地自力復旧事業補助金ということで今回200万円お願いしております。これは県にあります復興基金の事業のメニューになります。1カ所当たり補助金としては20万円が上限ということで今回はその20万円の10件分ということで200万円の予算措置をお願いしております。

相談としましては5件ほど、「今年はもうないのでしょうか」というようなご相談がっておりますので、申しわけありません、5件分プラス5件ということで今回予算措置のほうをお願いしているところです。で、合計の10件分ということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 自力復旧もですねかなり進んでるというふうな今、情報が流れておりますけれども、ひとつここで行政のほうに聞かせていただきたいのは、例えばその査定とか見積もりを出して、いわゆる微細な部分ですね、微細な額だったものに対しては今回の復旧から外れております。それに対しては、そこは例えば小さな水路、小さな数メートルの排水路が今回被災したということに対しては全く手がついとらんということがありますけれども、こういったものの修復、復興については、どういった考えを持っておられるのでしょうか。農政課のほうの考えをお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 災害復旧工事につきましては、ご存じのとおり40万円以上が災害復旧の申請の対象事業ということになります。排水路の数メートル程度がちょっとゆがんでいるとか、陥没したとかというのであれば当然40万円上がりませんので、災害復旧の申請はできないということになります。

先ほどの自力復旧、これは農地の自力復旧でございますが、農業用施設についても復興基金のメニューの中にごございます。1件当たり26万6,000円が補助上限ということで、すみません、今回うちで予算措置しておりませんので、確認をしておりますが、昨年までその40万円未満のものについては、3分の2を復興基金から見ましょうということで、例

えば10万円であれば6万6,600円ですかね、の補助を出しますという事業がございました。で、その農業用施設の自力復旧というメニューがございましたので、そちらの活用をされて復旧をされた部分もございます。

それとあと、各地区に農地水等で交付金が流れております。本当に微小な目地詰めとかで済むようなものについてはもう農地水等で対応をお願いしますということで各集落にはお願いをしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。それで、課長のほうから見て、それは進んでるというふうに思っておられますか、どうですか。まだまだそれで農地水をもっと利用して、もっとしたほうがいいなというところが多く見受けられるのか、それとも、そういった部分では農政課から見たところではその復旧は進んでおるというふうに考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 各地区についてはですね、やっぱり取り組みについては若干温度差がございます。私は出身地の足元なので言っているのかどうかわかりませんが、山出についてはですね、長寿命化については、非常に積極的に取り組みをされておりますので、それなりに用水路、排水路等については、整備が進んでいると。そちらは進んでるほうなのでご紹介させていただきますが。それと今年、計画の最終年度で交付金等については返還をしていただければならないというような、28年度の震災のときに事業をしなくても28年度分の交付金については全て繰り越しをしていいですよと。未施工で全額繰り越しでいいですよというような対応も行っておりますが、本年度が最終年度ということで、本年度は今年の交付分の3割しか繰り越しはできないと。仮に繰り越し分で総額——仮にですね600万交付金があります。今年は200万ですよと、交付金は。今年から来年に繰り越せるのは200万の3割しかだめですよと。前のは使ってしまうか、もう返還金かというようなことがありますので、もう6カ月、あと7カ月程度になっておりますので、国のほうから先月末そういうような通知が来ましたので、各団体に対しましてはどうしても使えないものは返還していただきますけども、できるだけ使うような工面をしてくださいます。せつかくもらっているお金ですんで、有効活用をしていただきたいというようなことで通知を差し上げているところです。

すみません、ちょっと答弁がかみ合わなかったかもしれませんが、以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 私の近所のことだから思いっきり話ができると思うんですけども、今、課長が答弁されたように山出地区の方、山出地区は大いにこうやっているんですね。その横の元白旗になってくるとですね、あんまりやってないんですよ。私のとこだからはっきり率直に言えばですよ、いわゆるそのいろんな事業をやってもらう、それを建設会社に任せようということで考えておられるわけ。ところが建設会社が今どんどん仕事をやって、地元の小さな仕事にはまだまだちょっと先延ばしということで、町の県の大き

いのを先にさせてくれということではなかなか地元の足元が進まない。山出は逆に自分たちでやりましょうということで自分たちでこう——器用な方々がおられますので、やっておられるということで進んでおります。そういったことで建設会社に任せようと思ったことでどんどん進んでないので、もっと長いスパンというかそういったことはできないのだろうか。もう少し長く、今年とか来年とか、というのがまず1点ですね。

もう1点、私がこう思っているのは、例えば今災害復旧でやっています。農地を済んでます。ここ一、二年、最初申請をしたときはそんなに災害はなかったと、そんなにひどくなかったということだったけど、ここ一、二年つくった上でしてみると、ああいった事業にもう少し手を挙げてたらよかったなとか、まあいろんな災害があって2年ないし2年半たってきたこの時点において、また考えが変わってきたとかというのがいろいろ出てきているという方々もおられます。そういった方に対する対応というのが何かできないものなのだろうか。復興基金あたりを大いに活用してそういったことはもう1回できないだろうかとか、再度調査をしてみられたらどうなのかというふうな思いがありますけども、その点についてはどうなのでしょう。この2点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 最初の1点目のスパンというのは、申しわけありません、どういう意味合いか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 農地水とか何かどんどんできますよね。使わないと返還しなくちゃいけないじゃないですか。そういうのも建設会社任せなもんだから、すぐできないもんだから、そういったいろんな問題あるから延ばせないだろうかということが言いたいです。そういうことです。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 大変失礼しました。

農地水は現在多面的基金の支払事業というふうになっておりますが、この事業期間が5年間のスパンということになっております。平成26年度から平成30年度までが1計画期間と。本年度はその計画期間の最終年度ということで先ほど申しあげました今年の交付金の3割しか来年には繰り越しはできませんと。前から繰り越している分はもしも残ったらそれはお返してくださいということで、計画期間は5年間ありますので、その5年間交付金が生きますので、その中で有効活用していただくということになります。今年がその切れ目ということでご理解をお願いしたいと思います。

それと災害申請をしなかったけども、2作、3作つくってみたら、やっぱりちょっと悪いかなというようなものについては、災害申請につきましては、発災年に災害査定を受けないともう国の補助は受けられないというのが大前提でございます。ただ、当然余り大したことないなと思って手を挙げなかったけどつくってみたらやっぱりいかんというのはあるかもしれません。それと他の水路との災害復旧工事をしたために、そのほか、それまで余り気づかなかったところがここも補修せんといかんというのが出てくるだろうというふ

うには考えます。実際そういうお話も、水路についてお話も聞いております。そういう部分につきましては、先ほど議員のほうからもありましたとおり県の復興基金なり、創意工夫分で、町に来ている部分なり、使えるようであればですね、ほかの補助制度もあわせて具体的にここはこういう状態なんだよというようなお話を聞かせていただければですね、対応について検討をしなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑はありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今、本田議員の注釈やけど、そういうところがあるかもしれないということでしたけど、あるんですよ。で、府領の第2区から下の水路はまさに手前まできちんと災害で復旧工事に入って、その先100メートルかな、200メートルか、150か、それくらいの水路、あれは結局は水が漏れてしまうんですよ。漏れてしまうというかきちんと農地整備したんだけど、水路から水が漏れるということで災害にはかからない、復旧工事にはかからないと。今言った何だ人・農地プラン——多面的かそういうとには取り組んでいるけれども、府領ではできないと。できる範囲ではないと。業者さんに頼んでというのでもできないというようなこともあるわけですよ。そのほかにも土地改良区麻生原堰はわかんないですけども、至るところでまだまだ排水路等々にですね亀裂があったり、落ちたりしているのがかなりあるんですよ。ぜひですね、先ほど、課長の答弁のようですね復興基金の創意工夫分、そういうところをですね、活用していただいて対応していただけないだろうかというふうに思いますけれども、総務課長にそういう対応をできるようにお願いしたいんですけど、どうだろう。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 昨日の審議の中でも説明申し上げましたけれども、創意工夫分については、なかなか補助事業がない、起債の事業もない、そういう単独に係る分ということになります。

それと最初のほうでは査定漏れになっているものについてもだめよというようなことを言っておられましたけれども、最近、そこのところは若干は変わったのかなというふうに思っておりますので、また県のほうともですね、協議をした上で、対象になるものであればですね、対象にしたいというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ございませんね。

次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部について質疑をお願いします。8ページから11ページです。歳入全部についての質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願い

します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）であります。
今回は1億1,400万ほどを追加しての補正が行われておりますので、何ら異議なく本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第43号「平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。昼食のために午後は1時から開会いたします。

休憩 午前12時02分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第44号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、議案第44号「平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第44号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,252万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,974万7,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成30年9月7日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款3県支出金から4万6,000円を減額し、11億2,979万1,000円としております。1の県補助金です。

款7繰越金に6,256万6,000円を追加し、8,256万6,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計。補正前の額15億6,722万7,000円に6,252万円を追加し、16億2,974万7,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。款1総務費に56万円を追加し、3,768万8,000円としております。1の総務管理費です。

款5保健事業費から4万6,000円を減額し、1,650万9,000円としております。2の特定健康診査等事業費です。

款7諸支出金に3,119万1,000円を追加し、3,220万4,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款8予備費に3,081万5,000円を追加し、6,095万9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額15億6,722万7,000円に6,252万円を追加し、16億2,974万7,000円としております。

今回の補正の主なものは、歳入では平成29年度決算に伴います歳計剰余金の処分によります繰越金への歳入による増額でございます。

歳出では平成29年度の実績報告に伴いまして、その精算によります国、県への返還をするための増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いします。質疑については本予算全部についてお願いします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 議案第44号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算

については、さっき説明がありましたとおり29年度の決算による繰越金がありましたが、その対応として償還金予備費に充ててあるということで何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第44号「平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第45号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、議案第45号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、議案第45号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,353万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,675万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

平成30年9月7日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款4支払基金交付金に86万1,000円を追加して、3億9,129万円としております。1の支払基金交付金です。

款5国庫支出金は財源変更により0円としております。2の国庫補助金です。

款8繰入金に569万7,000円を追加して、2億2,941万5,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款9繰越金に8,697万3,000円を追加して、8,697万4,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計。補正前の額15億2,322万円に9,353万1,000円を追加して、16億1,675万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款4 地域支援事業費に500万8,000円を追加して、7,105万7,000円としております。1の包括的支援事業・任意事業費です。

款5 基金積立金に1,000万円を追加して、1,003万4,000円としております。1の基金積立金です。

款7 諸支出金に5,417万8,000円を追加して、5,418万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。

款8 予備費に2,434万5,000円を追加して、2,956万3,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額15億2,322万円に9,353万1,000円を追加して、16億1,675万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。事項は地域包括支援システム利用料、期間は平成31年度から平成35年度まで。限度額は846万円です。

今回の補正の主なものは、平成29年度決算剰余金に係る介護給付費等の償還金のほか、介護給付費準備基金への積み立て及び地域包括支援システムの更新に係る補正となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部についてお願いいたします。質疑については、本予算全部について質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。議案第45号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、ただいま担当課長の説明により十分納得いたしましたので何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第45号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第11 議案第46号 平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、議案第45号「平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第46号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,075万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成30年9月7日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款6繰越金に158万5,000円を追加し、158万6,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計。補正前の額1億4,916万5,000円に158万5,000円を追加し、1億5,075万円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款5予備費に158万5,000円を追加し、159万4,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額1億4,916万5,000円に158万5,000円を追加し、1億5,075万円としております。

今回の補正は平成29年度決算に伴いまして、歳計剰余金の処分によります繰越金に歳入、それから予備費に歳出したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑につきましては本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部についての質疑を伺います。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 議案第46号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ただいま説明がありましたとおり29年度の決算による繰越金が予備費に充当されるということでございますので賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第46号「平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第47号 平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第12、議案第47号「平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第47号について説明いたします。

議案第47号、平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

総則、第1条、平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

収益的支出、第2条、平成30年度甲佐町水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

以下、科目、既決予定額、補正予定額の順で説明させていただきます。

支出、第1款、第1項営業費用1億3,503万1,000円に652万4,000円を追加し、1億4,155万5,000円としております。

今回の補正は給水区域を小鹿入江地区まで拡張するための事業変更認可申請書作成業務委託料を追加で予算計上させていただくものでございます。

平成30年9月7日提出。町長名でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑につきましては本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。議案第47号、平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算について、小鹿それから入江地区に水道を引っ張るということであり、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第47号「平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第13「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することとしたいと思えます。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することに決定をいたしました。

日程第14 議会運営委員会からの研修報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第14「議会運営委員会からの研修報告」を行います。

議会運営委員会では去る8月20日に福岡県遠賀町議会において研修を行っています。

委員長の報告を求めます。

宮川議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮川安明君） それでは、議会運営委員会より行政研修報告をいたします。

議会運営委員会では、去る8月20日に福岡県の遠賀町議会の議会運営等について視察研修を行いました。

遠賀町は福岡県の北東部に位置しておりまして、ちょうど福岡市と北九州市のほぼ中間に位置し、北九州の大河であります遠賀川が流れ、遠賀平野の水とそれと緑に包まれた自

然豊かな町でございました。

遠賀町議会では平成26年3月に議会基本条例を制定され「議会とは何か。また、議員はどうあるべきか」という根本的な命題に対し、町民に対して明確なメッセージを発していくことを目指しながら進められておりました。

条例を進められている中で、課題として政策立案について、また不足していることや意見交換については、一般住民や団体などどこまで広げるべきかなどを検討されているところであります。

また、議会活性化の一つに公共施設4カ所で本会議のライブ中継が行われておりました。傍聴に来られることができない人にも気軽に議会の様子を見ていただけるような取り組みやさらにユーストリーム配信を開始され、若い人たちにも議会に関心を持ってもらえるような工夫もなされておりました。

このような議会活性化に向けたいろんな取り組みを行われており、我が甲佐町議会もですね、この研修を生かし、参考にして今後まいりたいというふうに思います。

以上をもちまして、議会運営委員会の研修報告とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で議会運営委員会の研修報告を終わります。

日程第15 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第16 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第15「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第16「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。ただいま申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第17 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第17「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申出書の

とおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで、会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 9月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月7日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいたしました案件につきまして、精力的にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものでございます。

ここにご議決をいただきました平成30年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によりまして、今後の復旧復興に全力を挙げて取り組むとともに町政全般にわたりなお一層の政策推進を図り、町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会でご指摘をいただきました各事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。今後とも町政発展のために、特段のご協力とご指導いただきますよう、心からお願いを申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は7日に開会、本日11日までの5日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部におかれましては終始精力的なご審議をいただき厚く御礼を申し上げます。今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意をいただき、お祈りを申し上げ、平成30年第3回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさんでございました。ありがとうございました。

閉会 午後1時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
平 成 3 0 年 第 3 回 定 例 会

平 成 3 0 年 9 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広
作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー Tel (092) 475-1361

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上 益 城 郡 甲 佐 町 大 字 豊 内 719-4
電 話 (096) 234-1198